

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県食品の安全・安心条例施行規則の一部を改正する規則	食品安全・消費生活課
○長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
○長崎県福祉保健部子ども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正	こども未来課
・指定管理者の指定	雇用労働政策課
・長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定	監 理 課
・道路の区域変更（5件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（4件）	"
・急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	砂 防 課
○公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・測量の実施	建 設 企 画 課
・測量の終了	"
・測量の実施（2件）	"
・測量の終了（2件）	"
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課
◎ 監査委員公表	
・令和2年度普通会計定期監査（後期）及び財政援助団体等監査の結果の公表	監 査 事 務 局
◎ 対馬海区漁業調整委員会指示	
・漁業法の規定によるあまだいはえ縄漁業及びあまだ立縄漁業の操業制限	対馬海区漁業調整委員会

規 則

長崎県食品の安全・安心条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第26号

長崎県食品の安全・安心条例施行規則の一部を改正する規則
長崎県食品の安全・安心条例施行規則（平成27年長崎県規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(自主回収の報告)</p> <p>第7条 条例第21条第1項の規定により自主的な回収に着手したときの報告は様式第4号により行い、当該回収が終了したときの報告は様式第5号により行うものとする。<u>ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第1項又は食品表示法（平成25年法律第70号）第10条の2第1項に規定する回収にあっては、この限りでない。</u></p>	<p>(自主回収の報告)</p> <p>第7条 条例第21条第1項の規定により自主的な回収に着手したときの報告は様式第4号により行い、当該回収が終了したときの報告は様式第5号により行うものとする。</p>

様式第3号中注を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第7条関係）

自主回収着手報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（生産・製造・輸入・加工・調理・販売）をした食品等について、自主的な回収に着手したので、長崎県食品の安全・安心条例第21条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

<p>回収する食品等の名称（商品名）</p>	
<p>回収する食品等を特定する情報</p> <p>（ 形態、容量、期限表示、製造番号 その他の表示事項 ）</p> <p>※ 当該食品等の写真があれば添付してください。</p>	
<p>回収する食品等の販売（出荷）先、販売（出荷）日及びその数量</p> <p>※ 多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。</p>	
<p>製造等が行われた事業所の名称及び所在地</p>	

回収の理由	
回収に至った原因 ※ 原因の究明に至っていない場合には、後日報告してください。	
想定される健康の影響	
回収に着手した年月日	
回収の方法	
周知の方法 ※ 社告、ホームページの掲載等行う場合は、その内容を添付してください。	
問合せ先	
備 考 (当該食品等の保管場所、 回収を終了する予定期日等)	

様式第5号中注を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第7条の規定は、令和3年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の第7条の規定は、この規則の施行の日以後に回収に着手したときの報告から適用し、同日前に回収に着手したときの報告については、なお従前の例による。

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第27号

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年長崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前															
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 固定資産</p> <p>第8章～第10章 略</p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 事業所及び所属長 次の表の左欄に掲げる事業について、当該中欄に掲げる機関及び当該右欄に掲げる者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">事業</th> <th style="width: 33%;">事業所</th> <th style="width: 33%;">所属長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 略 (知事の事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、別に定めのあるもののほか、所属長に対し、その所管に係る次の事務を委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 令達された予算の範囲内における次に掲げる事務に関すること。</p> <p>ア 工事請負費について</p> <p>㍑ 1件の設備額（入札に付する額をいう。以下この項において同じ。）が<u>5億円以内</u>の工事の起工（指名業者の選定を含む。）及び予定価格の決定</p> <p>㍑ すでに起工された工事の1件の設計変更後の額が<u>5億円以内</u>における設計変更</p> <p>㍑及び㍑ 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(3) 固定資産及び物品の取得、管理及び処分並びにこれに伴う出納命令に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略 (企業出納員)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる事業における企業出納員は、当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p>	事業	事業所	所属長	略			<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 固定資産及び<u>土地造成</u></p> <p>第8章～第10章 略</p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 事業所及び所属長 次の表の左欄に掲げる事業について、当該中欄に掲げる機関及び当該右欄に掲げる者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">事業</th> <th style="width: 33%;">事業所</th> <th style="width: 33%;">所属長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>港湾整備事業</u></td> <td><u>長崎振興局</u></td> <td><u>長崎振興局長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 略 (知事の事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、別に定めのあるもののほか、所属長に対し、その所管に係る次の事務を委任する。<u>この場合において、所属長は、当該委任に係る事務の範囲内において、所属長が知事の承認を得て指定する事務を長崎振興局長崎港湾漁港事務所長に委任することができる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 令達された予算の範囲内における次に掲げる事務に関すること。</p> <p>ア 工事請負費について</p> <p>㍑ 1件の設備額（入札に付する額をいう。以下この項において同じ。）が<u>3億円以内</u>（<u>長崎振興局長崎港湾漁港事務所長に委任する場合には1億円以内</u>）の工事の起工（指名業者の選定を含む。）及び予定価格の決定</p> <p>㍑ すでに起工された工事の1件の設計変更後の額が<u>3億円以内</u>（<u>長崎振興局長崎港湾漁港事務所長に委任する場合には1億円以内</u>）における設計変更</p> <p>㍑及び㍑ 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(3) 固定資産、<u>土地造成</u>及び物品の取得、管理及び処分並びにこれに伴う出納命令に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略 (企業出納員)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる事業における企業出納員は、当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p>	事業	事業所	所属長	<u>港湾整備事業</u>	<u>長崎振興局</u>	<u>長崎振興局長</u>	略		
事業	事業所	所属長														
略																
事業	事業所	所属長														
<u>港湾整備事業</u>	<u>長崎振興局</u>	<u>長崎振興局長</u>														
略																

事業	職
----	---

略

2 略
 3 第1項に規定する企業出納員に事故がある場合若しくは欠けた場合又は出張若しくは休暇のためその職務を行うことができない場合は、県民生活環境部水環境対策課流域下水道班課長補佐、県央振興局管理部総務課経理班専門幹の職にある者がその職務を行う。この場合において、第1項の規定による企業出納員は、その期間中企業出納員を免ぜられたものとする。

4 略
 (企業出納員への委任)

第5条 知事は、事業に係る次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。

- (1) 略
 - (2) 略
 (伝票の種類)
- 第13条 伝票の種類は、収入伝票(様式第46号)、支払伝票(様式第47号)及び振替伝票(様式第48号)とする。

2～4 略
 (帳簿の種類及び保管)

第16条 事業の業務に関する取引を記録し、計算し及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備えるものとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3)及び(4) 略
- (5)～(14) 略

2 略

事業	職
----	---

港湾整備事業 長崎振興局長崎港湾漁港事務所
総務課長

略

2 略
 3 第1項に規定する企業出納員に事故がある場合若しくは欠けた場合又は出張若しくは休暇のためその職務を行うことができない場合は、港湾整備事業は企業経理係長、流域下水道事業は県民生活環境部水環境対策課流域下水道班課長補佐、県央振興局管理部総務課経理班専門幹の職にある者がその職務を行う。この場合において、第1項の規定による企業出納員は、その期間中企業出納員を免ぜられたものとする。

4 略
 (企業出納員への委任)

第5条 知事は、事業に係る次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。

- (1) 略
 - (2) 小切手の振り出しに関すること。
 - (3) 略
 (伝票の種類)
- 第13条 伝票の種類は、港湾整備事業においては収入伝票(様式第1号)、支払伝票(様式第2号)及び振替伝票(様式第3号)とし、流域下水道事業においては収入伝票(様式第46号)、支払伝票(様式第47号)及び振替伝票(様式第48号)とする。

2～4 略
 (帳簿の種類及び保管)

第16条 事業の業務に関する取引を記録し、計算し及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備えるものとする。

- (1) 総勘定元帳(様式第4号)
- (2) 収入予算整理簿(様式第5号)
- (3) 支出予算整理簿(様式第6号)
- (4) 略
- (5) 現金預金出納簿(様式第8号)
- (6) 略
- (7) 固定資産台帳(様式第10号、様式第11号及び様式第12号)
- (8) 土地造成台帳(様式第13号)
- (9) 企業債台帳(様式第14号)
- (10)及び(11) 略
- (12) 未払金(未払費用)整理簿(様式第17号)
- (13) 未収金整理簿(様式第18号)
- (14) 預り金(預り有価証券)整理簿(様式第19号)
- (15) 前金払等整理簿(様式第20号)
- (16)～(25) 略

2 前項の帳簿の中で、第1号から第15号までに掲げる帳簿は港湾整備事業に、第4号、第6号、第10号、第11号及び第16号から第25号までに掲げる帳簿は流域下水道事業に備えるものとする。

3 略

3 前2項に掲げる帳簿は、企業出納員が保管する。ただし、第1項第1号に掲げる帳簿は、県民生活環境課長が保管する。

(勘定科目)

第20条 略

2 前項に規定する勘定の科目の区分は、別表第2に定めるところによる。

(納入の通知)

第24条 所属長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定額を変更した場合は、直ちに納入義務者に対して、納入通知書(様式第59号)によって通知しなければならない。

2 略

(支払)

第32条 企業出納員は、債権者に対して支払いをしようとするときは、出納取扱金融機関に支払金額及び支払目的を通知し、これと引き換えに領収書を徴収しなければならない。ただし、第33条の場合又は債権者から現金払いの申し出があったときは、現金払いをすることができる。

2 前項の規定により支払いをした場合の領収書に使用する印鑑は、請求書、契約書等に押印した印鑑と同一のものでなければならない。

第32条の2～第32条の13 削除

4 前2項に掲げる帳簿は、企業出納員が保管する。ただし、第1項第4号に掲げる帳簿は、監理課長及び県民生活環境課長が保管する。

(勘定科目)

第20条 略

2 前項に規定する勘定の科目の区分は、港湾整備事業は別表第1、流域下水道事業は別表第2に定めるところによる。

(納入の通知)

第24条 所属長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定額を変更した場合は、直ちに納入義務者に対して、港湾整備事業においては納入通知書(様式第21号)、流域下水道事業においては納入通知書(様式第59号)によって通知しなければならない。

2 略

(支払)

第32条 企業出納員は、債権者に対して支払いをしようとするときは、港湾整備事業は出納取扱金融機関を支払人とする小切手を債権者に交付し、流域下水道事業は出納取扱金融機関に支払金額及び支払目的を通知し、これと引き換えに領収書を徴収しなければならない。ただし、第33条の場合又は債権者から現金払いの申し出があったときは、現金払いをすることができる。

2 企業出納員は、前項の規定により小切手を振り出したときは、出納取扱金融機関に対して小切手振出の通知(様式第28号)をしなければならない。

3 第1項の規定により支払いをした場合の領収書に使用する印鑑は、請求書、契約書等に押印した印鑑と同一のものでなければならない。

(小切手の種類)

第32条の2 企業出納員の振り出す小切手は、持参人払式とする。ただし、官公署、資金前渡職員及び出納取扱金融機関を受取人とするものにあつては記名式とし、「指図禁止」の旨を記載するものとする。

(小切手作成の事務)

第32条の3 企業出納員は、小切手の作成(押印を除く。)については、その指定する現金取扱員に行わせることができる。

(使用小切手帳の入手及び数)

第32条の4 企業出納員が使用する小切手帳は、出納取扱金融機関からその交付を受け、企業出納員1人について、会計ごとに、常時1冊を使用しなければならない。

(小切手の番号)

第32条の5 企業出納員は、あらたに小切手帳を使用するときは、前条の規定による使用区分ごとに、1会計年度間を通ずる連続番号を付さなければならない。

2 書損等により廃棄した小切手に付けた番号は、使用してはならない。

(小切手の交付)

第32条の6 小切手は、当該小切手の受取人が正当な受領権限のある者であることを確認しなければ、交付してはならない。

2 小切手の振出年月日の記載及び押印は、当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

(小切手の記載事項)

第32条の7 企業出納員は、小切手を振り出すときは、支払金額、支払地（支払店）、受取人の氏名、振出年月日、振出地及び振出人の氏名を記載するほか、会計年度及び会計名を附記しなければならない。

(小切手等の送付)

第32条の8 企業出納員は、小切手又は小切手振出済通知書を出納取扱金融機関に送付するときは、小切手振出簿（様式第45号）に当該金融機関の受領印を受けなければならない。

(小切手の訂正及び書損)

第32条の9 小切手の券面金額は、訂正してはならない。

2 小切手の券面金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上部又は右側に正書し、かつ、余白に訂正した旨及び訂正した文字の数を記載して、企業出納員の印鑑を押さなければならない。

3 書損等による小切手を廃棄するには、当該小切手に斜線を朱書した上、「廃棄」と記載し、これをそのまま小切手帳に残しておかななければならない。

(不用小切手用紙及び原符の整理)

第32条の10 企業出納員は、使用小切手帳が不用となったときは、当該小切手帳の未使用用紙を速やかに出納取扱金融機関に返戻して、領収証書を受け取り、当該小切手帳から振り出した小切手の原符とともに保存しておかななければならない。

(小切手等を亡失したときの取扱い)

第32条の11 小切手の所持人は、小切手を亡失したときは、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第100条に規定する公示催告手続により、除権決定を受けた後、当該決定の正本（正本の提出不能の理由が明らかであるときは謄本）、印鑑証明及び当該小切手の振出人の小切手振出済証明書に領収証書を添え、当該小切手の支払人たる出納取扱金融機関に請求して、その支払を受けなければならない。

2 債権者は、送金通知書を亡失したときは、送金通知書亡失届に支払先の出納取扱金融機関の未払証明書を添えて、送金通知書を発した企業出納員に提出しなければならない。

3 企業出納員は、前項の送金通知書亡失届を受理したときは、当該金融機関において支払われていないかどうかを調査し、未払であるときは、「再発行」の印を押した送金通知書を債権者に送付し、その旨を出納取扱金融機関に通知しなければならない。

(小切手等の償還)

第32条の12 企業出納員は、その振り出した小切手の振出日付から1年を経過した後、当該小切手の所持人から償還の請求を受けたときは、償還請求書に当該小切手（亡失したときは、除権判決の正本）を添えて提出させなければならない。

2 企業出納員は、前項の償還請求書の提出があった場合には、これを調査し、償還すべきものと認めるときは、その理由を付し、関係書類とともに所属長に送付しなければならない。

3 企業出納員は、その発行に送る送金通知書の発行の日から1年を経過した後、当該送金通知書の所持人から支払の

第39条～第41条 削除

(口座振替)

第41条の2 口座振替については、令第21条の10の規定により、出納取扱金融機関又は当該支出に係る所属出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から、口座振替による支払の申し出があったときは、債権者に、債権名、口座振替先金融機関名、預金口座名義、預金口座番号及び振替金額を記載した文書によって企業出納員に申し出させなければならない。

2 略

(口座振替の報告)

第42条 出納取扱金融機関は、口座振替によって振替を行ったものについて翌日までに企業出納員へ報告しなければならない。

(過誤払金の戻入)

第43条 略

請求があったときは、支払請求書に当該送金通知書（亡失したときは、送金通知書亡失届）を添えて提出させなければならない。

4 第2項の規定は、前項の支払請求書の提出があった場合に準用する。

(小切手帳の保管)

第32条の13 企業出納員は、小切手帳が不正に使用されないように、印鑑と区別して別の容器に厳重に保管しなければならない。

(隔地払)

第39条 令第21条の9第1項の規定により隔地の債権者に支払いをしようとする場合は、当該債権者のため最も便利と認める支払場所を指定し、表面余白に「隔地払」の印を押した当該出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、送金依頼書（様式第30号）を添えて送金の手続きをさせることができる。

(債権者への通知)

第40条 前条の規定により隔地払を行なった場合は、送金通知書（様式第31号）を債権者に送付しなければならない。

2 前項に規定する送金通知書の債権者への送付は、出納取扱金融機関に行なわせることができる。

(口座振替)

第41条 港湾整備事業の口座振替については、令第21条の10の規定により、出納取扱金融機関又は当該支出に係る所属出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から、口座振替による支払の申し出があったときは、表面余白に「口座振替」の印を押した当該出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、口座振替依頼書（様式第32号）を添えて、出納取扱金融機関に送付しなければならない。

2 前項の口座振替依頼書は、出納取扱金融機関発行の口座振替依頼書をもって替えることができる。

第41条の2 流域下水道事業の口座振替については、令第21条の10の規定により、出納取扱金融機関又は当該支出に係る所属出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から、口座振替による支払の申し出があったときは、債権者に、債権名、口座振替先金融機関名、預金口座名義、預金口座番号及び振替金額を記載した文書によって企業出納員に申し出させなければならない。

2 略

(領収書等の徴収)

第42条 港湾整備事業の企業出納員は、金銭の支払い若しくは小切手の振り出し又は送金依頼書若しくは口座振替依頼書によって支出したときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収済通知書若しくは送金通知書（様式第33号）若しくは口座振替済通知書（様式第34号）を受けとらなければならない。

2 流域下水道事業の出納取扱金融機関は、口座振替によって振替を行ったものについて翌日までに企業出納員へ報告しなければならない。

(過誤払金の戻入)

第43条 略

2 前項の規定によって戻入をするときは、企業出納員は、収入の手続により返納通知書（様式第60号）を返納者に送付しなければならない。

第7章 固定資産
（固定資産の範囲）

第67条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形固定資産 土地、建物、構築物、船舶、車両、耐用年数が1年以上であって取得価格10万円以上の機械器具及び備品、建設仮勘定その他に類するもの

(2)及び(3) 略

（固定資産の管理）

第68条 所属長は、善良なる管理者の注意をもって、固定資産の管理を行わなければならない。

（固定資産の異動）

第69条 固定資産の異動は、取得、処分、その他の異動として、それぞれ次の各号に該当したときをいう。

(1)～(3) 略

（取得価格）

第70条 固定資産の取得価格は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価格
(2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
(3) 無償又は所管転換によって取得した固定資産（無形固定資産を除く。）、取得価格の不明なものについては、適正な見積価格

（購入）

第71条 所属長は、固定資産を購入しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって行なわなければならない。

(1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類

(2)及び(3) 略

(4) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額

(5)～(9) 略

（交換）

第71条の2 所属長は、固定資産を交換しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、行わなければならない。

(1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金

(2)～(4) 略

2 略

（無償譲受け）

第72条 所属長は、固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって行な

2 前項の規定によって戻入をするときは、企業出納員は、収入の手続により返納通知書（港湾整備事業は様式第36号、流域下水道事業は様式第60号による。）を返納者に送付しなければならない。

第7章 固定資産及び土地造成
（固定資産及び土地造成の範囲）

第67条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形固定資産 土地（土地造成を除く。）、建物、構築物、船舶、車両、耐用年数が1年以上であって取得価格10万円以上の機械器具及び備品、建設仮勘定その他に類するもの

(2)及び(3) 略

2 土地造成とは、売却を目的として造成された土地をいう。

（固定資産及び土地造成の管理）

第68条 所属長は、善良なる管理者の注意をもって、固定資産及び土地造成の管理を行わなければならない。

（固定資産及び土地造成の異動）

第69条 固定資産及び土地造成の異動は、取得、処分、その他の異動として、それぞれ次の各号に該当したときをいう。

(1)～(3) 略

（取得価格）

第70条 固定資産及び土地造成の取得価格は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産及び土地造成については、購入に要した価格
(2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産及び土地造成については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
(3) 無償又は所管転換によって取得した固定資産（無形固定資産を除く。）、土地造成及び取得価格の不明なものについては、適正な見積価格

（購入）

第71条 所属長は、固定資産及び土地造成を購入しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって行なわなければならない。

(1) 購入しようとする固定資産及び土地造成の名称及び種類

(2)及び(3) 略

(4) 当該固定資産及び土地造成の購入に係る予算科目及び予算額

(5)～(9) 略

（交換）

第71条の2 所属長は、固定資産及び土地造成を交換しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、行わなければならない。

(1) 交換しようとする固定資産及び土地造成の名称、種類及び数量並びに交換差金

(2)～(4) 略

2 略

（無償譲受け）

第72条 所属長は、固定資産及び土地造成を無償で譲り受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書

<p>わなければならない。</p> <p>(1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類</p> <p>(2)～(4) 略 (工事の施工)</p> <p>第73条 建設又は改良工事を施行しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、所属長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 建設又は改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類</p> <p>(2)～(8) 略 (検収)</p> <p>第74条 所属長は、固定資産の納入又は引渡の通知を受けたときは、その規格、品質及び数量が契約書その他納入又は引渡の条件に違反していないかを確認のうえ、固定資産を受け入れなければならない。</p> <p>2 前項の規定による固定資産の検収は、請求書又は支払義務を証明する書類の表面余白に「履行確認済」の文字、履行確認年月日及び氏名を記載し、これに押印してしなければならない。</p> <p>3 略 (登記等)</p> <p>第75条 所属長は、固定資産を取得した場合は、法令の定めるところに従って登記し、又は登録しなければならない。</p> <p>(工事の精算)</p> <p>第76条 所属長は、建設又は改良工事が完成した場合は、速やかに事業費の精算を行ない、ただちに固定資産に振り替えなければならない。</p> <p>(建設仮勘定)</p> <p>第77条 略</p> <p>2 前項の建設又は改良工事が完成した場合は、速やかに建設仮勘定の精算を行ない、振替伝票を発行し、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。</p> <p>(固定資産台帳)</p> <p>第78条 所属長は、固定資産の管理については、固定資産台帳により、固定資産の増減異動その他必要な事項を整理し、常に現状を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(実地照合)</p> <p>第79条 所属長は、毎事業年度1回以上固定資産台帳の記載事項と固定資産の現状について実地に照合し、確認しなければならない。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第80条 所属長は、天災その他の事由により事業の固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、文書をもって速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>(売却等)</p> <p>第81条 所属長は、固定資産を売却し、撤去し、譲渡し、又は廃棄しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって行なわなければならない。</p> <p>(1) 固定資産の名称及び種類</p>	<p>によって行なわなければならない。</p> <p>(1) 譲り受けようとする固定資産及び土地造成の名称及び種類</p> <p>(2)～(4) 略 (工事の施工)</p> <p>第73条 建設又は改良工事を施行しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、所属長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 建設又は改良工事によって取得しようとする固定資産及び土地造成の名称及び種類</p> <p>(2)～(8) 略 (検収)</p> <p>第74条 所属長は、固定資産及び土地造成の納入又は引渡の通知を受けたときは、その規格、品質及び数量が契約書その他納入又は引渡の条件に違反していないかを確認のうえ、固定資産及び土地造成を受け入れなければならない。</p> <p>2 前項の規定による固定資産及び土地造成の検収は、請求書又は支払義務を証明する書類の表面余白に「履行確認済」の文字、履行確認年月日及び氏名を記載し、これに押印してしなければならない。</p> <p>3 略 (登記等)</p> <p>第75条 所属長は、固定資産及び土地造成を取得した場合は、法令の定めるところに従って登記し、又は登録しなければならない。</p> <p>(工事の精算)</p> <p>第76条 所属長は、建設又は改良工事が完成した場合は、速やかに事業費の精算を行ない、ただちに固定資産及び土地造成に振り替えなければならない。</p> <p>(建設仮勘定)</p> <p>第77条 略</p> <p>2 前項の建設又は改良工事が完成した場合は、速やかに建設仮勘定の精算を行ない、振替伝票を発行し、固定資産及び土地造成の当該科目に振り替えなければならない。</p> <p>(固定資産台帳及び土地造成台帳)</p> <p>第78条 所属長は、固定資産及び土地造成の管理については、固定資産台帳及び土地造成台帳により、固定資産及び土地造成の増減異動その他必要な事項を整理し、常に現状を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(実地照合)</p> <p>第79条 所属長は、毎事業年度1回以上固定資産台帳及び土地造成台帳の記載事項と固定資産及び土地造成の現状について実地に照合し、確認しなければならない。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第80条 所属長は、天災その他の事由により事業の固定資産及び土地造成が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、文書をもって速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>(売却等)</p> <p>第81条 所属長は、固定資産及び土地造成を売却し、撤去し、譲渡し、又は廃棄しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって行なわなければならない。</p> <p>(1) 固定資産及び土地造成の名称及び種類</p>
--	--

<p>(2) 固定資産の所在地 (3)～(5) 略 (6) 固定資産の沿革 (7) 略</p> <p>2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により、買受人がない場合又は売却価格が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。 (売却等に関する報告)</p> <p>第83条 所属長は、固定資産を売却し、撤去し、譲渡し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して知事に提出しなければならない。</p> <p>(予算の令達等)</p> <p>第91条 県民生活環境課長は、事業において執行すべき収入支出予算について、所属長に対し、収入予算にあつては収入予算通知書(様式第40号)によって通知し、支出予算にあつては配当を受けた支出予算のうちから支出予算令達書(様式第41号)により令達しなければならない。</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第93条 県民生活環境課長は、予算の執行において必要がある場合は、予算流用計算書(様式第42号)により知事の承認を得て、各目、各節の金額を相互に流用することができる。ただし、減価償却費、その他現金の支出を伴わない経費については、流用することができない。</p> <p>(決算整理)</p> <p>第98条 所属長は、毎事業年度経過後速やかに次の各号に掲げる事項について、決算整理を行わなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 修繕引当金の計上 (3)～(5) 略</p> <p>(報告セグメント区分)</p> <p>第102条 規則第40条第2項に定める報告セグメントの区分は、流域下水道事業とする。</p>	<p>(2) 固定資産及び土地造成の所在地 (3)～(5) 略 (6) 固定資産及び土地造成の沿革 (7) 略</p> <p>2 固定資産及び土地造成の廃棄は、当該固定資産及び土地造成が著しく損傷を受けていることその他の理由により、買受人がない場合又は売却価格が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。 (売却等に関する報告)</p> <p>第83条 所属長は、固定資産及び土地造成を売却し、撤去し、譲渡し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して知事に提出しなければならない。</p> <p>(予算の令達等)</p> <p>第91条 監理課長及び県民生活環境課長は、事業において執行すべき収入支出予算について、所属長に対し、収入予算にあつては収入予算通知書(様式第40号)によって通知し、支出予算にあつては配当を受けた支出予算のうちから支出予算令達書(様式第41号)により令達しなければならない。</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第93条 監理課長及び県民生活環境課長は、予算の執行において必要がある場合は、予算流用計算書(様式第42号)により知事の承認を得て、各目、各節の金額を相互に流用することができる。ただし、減価償却費、<u>土地売却原価</u>、その他現金の支出を伴わない経費については、流用することができない。</p> <p>(決算整理)</p> <p>第98条 所属長は、毎事業年度経過後速やかに次の各号に掲げる事項について、決算整理を行わなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) <u>退職給与引当金及び修繕引当金の計上</u> (3)～(5) 略</p> <p>(報告セグメント区分)</p> <p>第102条 規則第40条第2項に定める報告セグメントの区分は、<u>港湾整備事業は港湾整備事業及び宅地造成事業、流域下水道事業は流域下水道事業とする。</u></p>
--	---

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

- 様式第1号から様式第6号まで 削除
- 様式第8号 削除
- 様式第10号から様式第14号まで 削除
- 様式第17号から様式第21号まで 削除
- 様式第28号 削除
- 様式第30号から様式第34号まで 削除
- 様式第36号 削除
- 様式第45号 削除
- 様式第59号を次のように改める。

<p>様式第59号(第24条関係) (電信扱)</p> <p style="text-align: center;">流域下水道事業会計</p> <h3 style="text-align: center;">収 納 票</h3> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>振込先</td><td>十八親和銀行 県庁中央支店</td></tr> <tr><td>普通預金</td><td>3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年度</td><td>納</td><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">第 号</td><td rowspan="2">入 者</td><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> </table> <p>会計名 流域下水道事業会計</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>科目</td><td>(款) (項) (目) (節) (細節)</td></tr> </table> <p>金 円</p> <p>納入の目的</p> <p>長崎県出納取扱銀行 印</p> <p>問い合わせ先 県民生活環境部水環境対策課 (TEL: 095-895-2661)</p>	振込先	十八親和銀行 県庁中央支店	普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課	年度	納	住所		第 号	入 者	フリガナ		氏名		科目	(款) (項) (目) (節) (細節)	<p style="text-align: center;">流域下水道事業会計</p> <h3 style="text-align: center;">領 収 済 通 知 書</h3> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>振込先</td><td>十八親和銀行 県庁中央支店</td></tr> <tr><td>普通預金</td><td>3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年度</td><td>納</td><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">第 号</td><td rowspan="2">入 者</td><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> </table> <p>会計名 流域下水道事業会計</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>科目</td><td>(款) (項) (目) (節) (細節)</td></tr> </table> <p>金 円</p> <p>納入の目的</p> <p>上記の金額領収済につき通知します。 年 月 日</p> <p>長崎県出納取扱銀行 印</p> <p>長崎県流域下水道事業 企業出納員 様</p> <p>問い合わせ先 県民生活環境部水環境対策課 (TEL: 095-895-2661)</p>	振込先	十八親和銀行 県庁中央支店	普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課	年度	納	住所		第 号	入 者	フリガナ		氏名		科目	(款) (項) (目) (節) (細節)	<p style="text-align: center;">流域下水道事業会計</p> <h3 style="text-align: center;">納入通知書兼領収証書</h3> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>振込先</td><td>十八親和銀行 県庁中央支店</td></tr> <tr><td>普通預金</td><td>3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年度</td><td>納</td><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">第 号</td><td rowspan="2">入 者</td><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> </table> <p>会計名 流域下水道事業会計</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>科目</td><td>(款) (項) (目) (節) (細節)</td></tr> </table> <p>金 円</p> <p>納入の目的</p> <p>納入期限 年 月 日</p> <p>納入場所 十八親和銀行</p> <p>上記のとおり納付してください。 領 収 印</p> <p>年 月 日 長崎県知事 印</p> <p>問い合わせ先 県民生活環境部水環境対策課 (TEL: 095-895-2661)</p>	振込先	十八親和銀行 県庁中央支店	普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課	年度	納	住所		第 号	入 者	フリガナ		氏名		科目	(款) (項) (目) (節) (細節)
振込先	十八親和銀行 県庁中央支店																																																	
普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課																																																	
年度	納	住所																																																
第 号	入 者	フリガナ																																																
		氏名																																																
科目	(款) (項) (目) (節) (細節)																																																	
振込先	十八親和銀行 県庁中央支店																																																	
普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課																																																	
年度	納	住所																																																
第 号	入 者	フリガナ																																																
		氏名																																																
科目	(款) (項) (目) (節) (細節)																																																	
振込先	十八親和銀行 県庁中央支店																																																	
普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課																																																	
年度	納	住所																																																
第 号	入 者	フリガナ																																																
		氏名																																																
科目	(款) (項) (目) (節) (細節)																																																	

様式第60号を次のように改める。

<p>様式第60号(第43条関係) (電信扱)</p> <p style="text-align: center;">流域下水道事業会計</p> <h3 style="text-align: center;">収 納 票</h3> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>振込先</td><td>十八親和銀行 県庁中央支店</td></tr> <tr><td>普通預金</td><td>3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年度</td><td>納</td><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">第 号</td><td rowspan="2">入 者</td><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> </table> <p>会計名 流域下水道事業会計</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>科目</td><td>(款) (項) (目) (節) (細節)</td></tr> </table> <p>金 円</p> <p>納入の目的</p> <p>長崎県出納取扱銀行 印</p> <p>問い合わせ先 県民生活環境部水環境対策課 (TEL: 095-895-2661)</p>	振込先	十八親和銀行 県庁中央支店	普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課	年度	納	住所		第 号	入 者	フリガナ		氏名		科目	(款) (項) (目) (節) (細節)	<p style="text-align: center;">流域下水道事業会計</p> <h3 style="text-align: center;">領 収 済 通 知 書</h3> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>振込先</td><td>十八親和銀行 県庁中央支店</td></tr> <tr><td>普通預金</td><td>3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年度</td><td>納</td><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">第 号</td><td rowspan="2">入 者</td><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> </table> <p>会計名 流域下水道事業会計</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>科目</td><td>(款) (項) (目) (節) (細節)</td></tr> </table> <p>金 円</p> <p>納入の目的</p> <p>上記の金額領収済につき通知します。 年 月 日</p> <p>長崎県出納取扱銀行 印</p> <p>長崎県流域下水道事業 企業出納員 様</p> <p>問い合わせ先 県民生活環境部水環境対策課 (TEL: 095-895-2661)</p>	振込先	十八親和銀行 県庁中央支店	普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課	年度	納	住所		第 号	入 者	フリガナ		氏名		科目	(款) (項) (目) (節) (細節)	<p style="text-align: center;">流域下水道事業会計</p> <h3 style="text-align: center;">返納通知書兼領収証書</h3> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>振込先</td><td>十八親和銀行 県庁中央支店</td></tr> <tr><td>普通預金</td><td>3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年度</td><td>納</td><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">第 号</td><td rowspan="2">入 者</td><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> </table> <p>会計名 流域下水道事業会計</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>科目</td><td>(款) (項) (目) (節) (細節)</td></tr> </table> <p>金 円</p> <p>納入の目的</p> <p>納入期限 年 月 日</p> <p>納入場所 十八親和銀行</p> <p>上記のとおり納付してください。 領 収 印</p> <p>年 月 日 長崎県知事 印</p> <p>問い合わせ先 県民生活環境部水環境対策課 (TEL: 095-895-2661)</p>	振込先	十八親和銀行 県庁中央支店	普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課	年度	納	住所		第 号	入 者	フリガナ		氏名		科目	(款) (項) (目) (節) (細節)
振込先	十八親和銀行 県庁中央支店																																																	
普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課																																																	
年度	納	住所																																																
第 号	入 者	フリガナ																																																
		氏名																																																
科目	(款) (項) (目) (節) (細節)																																																	
振込先	十八親和銀行 県庁中央支店																																																	
普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課																																																	
年度	納	住所																																																
第 号	入 者	フリガナ																																																
		氏名																																																
科目	(款) (項) (目) (節) (細節)																																																	
振込先	十八親和銀行 県庁中央支店																																																	
普通預金	3018240 長崎県県民生活環境部水環境対策課																																																	
年度	納	住所																																																
第 号	入 者	フリガナ																																																
		氏名																																																
科目	(款) (項) (目) (節) (細節)																																																	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第231号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人光省会 福田外科病院	佐世保市藤原町38番3号	令和3年3月17日	令和6年3月16日
京町内科病院	佐世保市本島町1番20号	令和3年3月17日	令和6年3月16日

長崎県告示第232号

長崎県福祉保健部子ども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第419号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 子ども未来課関係						別表（第2条関係） 子ども未来課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略						1及び2 略					
3	長崎県保育対策総合支援事業費補助金	乳幼児の福祉の向上及び保育人材の確保を図る。	仕事と子育て等との両立を容易にし、子育ての負担を緩和するために行う次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 <u>(1)及び(2) 略</u> <u>(3) 保育環境改善等事業</u> <u>(4)～(6) 略</u>	<u>(1)～(4) 略</u> <u>(5) $\frac{4}{分}$</u> <u>3以</u> <u>内</u> <u>(6) 略</u>	略	3	長崎県保育対策総合支援事業費補助金	乳幼児の福祉の向上及び保育人材の確保を図る。	仕事と子育て等との両立を容易にし、子育ての負担を緩和するために行う次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 <u>(1)及び(2) 略</u> <u>(3) 保育環境改善事業</u> <u>(4)～(6) 略</u>	<u>(1)～(4) 略</u> <u>(5) $\frac{4}{分}$</u> <u>1以</u> <u>内</u> <u>(6) 略</u>	略
略						略					
4～8 略						4～8 略					
9	長崎県認定こども園が実	認定こども園が実	補助対象者である市町が子育て	知事が別に定	市町	9	長崎県認定こ	認定こども園が実	補助対象者である市町が子育て	知事が別に定	市町

<p>ども園 子育て 支援活 動推進 事業費 補助金</p>	<p>施する地 域の子育 て家庭に 対する支 援を促進 すること により、 子育てを めぐる 様々な問 題の解決 を図り、 もって家 庭及び地 域社会で 健やかに 育成され る環境の 整備に資 する。</p>	<p>支援事業に要す る経費を認定こ ども園に補助す る場合の当該 補助に要する経 費。ただし、補 助対象経費の基 準は、知事が別 に定める。</p>	<p>める基 準によ る。</p>
--	--	---	---------------------------

9～18 略				
19	教育支 援体制 整備事 業費補 助金	認定こ ども園の設 置促進を 図るとと もに、子 どもを安 心して育 てること ができる ような体 制整備を 図る。	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に 定める。 1及び2 略	1 (1) 略 (2) <u>10分 の10 以内</u> 2 略
20～24 略				

10～19 略				
20	教育支 援体制 整備事 業費補 助金	認定こ ども園の設 置促進を 図るとと もに、子 どもを安 心して育 てること ができる ような体 制整備を 図る。	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に 定める。 1及び2 略	1 (1) 略 (2) <u>10分 の10</u> 2 略
21～25 略				

子ども家庭課関係

区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1及び15 略					
16	長崎県 ひとり 親家庭 高等職 業訓練 促進資 金貸付 事業費 補助金	高等職業 訓練促進 給付金を 活用して 就職に有 利な資格 の取得を 目指すひ とりに親家 庭の親 や、母子 父子自立 支援プロ グラムを	略		

子ども家庭課関係

区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1及び15 略					
16	長崎県 ひとり 親家庭 高等職 業訓練 促進資 金貸付 事業費 補助金	高等職業 訓練促進 給付金を 活用して 就職に有 利な資格 の取得を 目指すひ とりに親家 庭の親に 対し、高 等職業訓 練促進資 金の貸付	略		

策定し、自立に向けて積極的に取り組むひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金及びひとり親家庭住宅支援資金の貸付けを行うことにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。を策定し、自立に向けて積極的に取り組むひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金及びひとり親家庭住宅支援資金の貸付けを行うことにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

けを行うことにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

17～22 略

17～22 略

23	<p>新生児聴覚検査機器整備事業補助金</p>	<p>聴覚障害の早期発見・早期治療を図るため、小規模の産科医療機関に対し聴覚検査機器</p>	<p>聴覚検査機器（自動ABR）を所有していない小規模の産科医療機関が聴覚検査機器（自動ABR）購入に要する経費。ただし、補助対象</p>	<p>知事が別に定める基準による。</p>	<p>産科医療機関</p>
----	-------------------------	--	---	-----------------------	---------------

		査機器購入費補助を行い、 <u>新生児聴覚検査の体制整備を推進する。</u>	経費の基準は、 <u>知事が別に定める。</u>		
こども未来課及びこども家庭課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略					
5	地域少子化対策重点推進事業補助金	市町が実施する結婚に対する取組並びに結婚、妊娠、出産及び乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり並びにその機運の醸成の取組としての地域少子化対策重点推進事業を支援し、地域における少子化対策を推進する。	(1) <u>令和3年度地域少子化対策重点推進交付金実施要領</u> に基づく事業のうち、次に掲げる取組に係る経費 <u>ア 重点課題事業</u> <u>イ及びウ 略</u> (2) <u>令和2年度地域少子化対策重点推進交付金実施要領</u> (<u>令和2年度第3次補正予算</u>)に基づく事業のうち、次に掲げる取組に係る経費 <u>ア 重点課題事業</u> <u>イ 優良事例の横展開支援事業</u> <u>ウ 結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)</u>	(1) <u>ア 略</u> <u>3分の2、</u> <u>イ及びウ</u> <u>2分の1</u> (2) <u>ア及びウ</u> <u>3分の2、</u> <u>イ2分の1</u>	
こども未来課及びこども家庭課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略					
5	地域少子化対策重点推進事業補助金	市町が実施する結婚に対する取組並びに結婚、妊娠、出産及び乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり並びにその機運の醸成の取組としての地域少子化対策重点推進事業を支援し、地域における少子化対策を推進する。	(1) <u>令和2年度地域少子化対策重点推進交付金実施要領</u> に基づく事業のうち、次に掲げる取組に係る経費 <u>ア及びイ 略</u> (2) <u>令和元年度地域少子化対策重点推進交付金実施要領</u> (<u>令和元年度補正予算</u>)に基づく事業のうち、次に掲げる取組に係る経費 <u>ア 自治体間連携を伴う取組に対する支援</u> <u>イ 子育てに寄り添う地域づくり支援</u> <u>ウ 優良事例の横展開支援</u>	(1) <u>2分の1</u> (2) <u>ア及びイ</u> <u>3分の2、</u> <u>ウ2分の1</u>	

長崎県告示第233号

長崎県技能会館条例（昭和48年長崎県条例第60号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県立諫早技能会館	諫早市宇都町22番76号 職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会 理事長 竹田 近久	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

長崎県告示第234号

長崎県海域管理条例（平成16年長崎県条例第50号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定をしたので、同条第2項の規定により告示し、令和3年4月1日から適用する。なお、長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定（令和2年長崎県告示第236号）は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

(採取禁止区域)

1 条例第7条第1項第1号に規定する条例第3条第1項第2号の行為（以下「採取行為」という。）を禁止する区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 陸岸からの距離が500メートル以内の区域又は水深20メートル以浅の区域
- (2) 別表第1に定める海浜地の地先2キロメートル以内の区域（前号に掲げる区域を除く。）
- (3) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3に規定する漁港漁場整備長期計画に基づき整備された漁場造成区域で別表第2、別表第3（その1）及び別表第3（その2）並びに別表第4（その1）及び別表第4（その2）に定める区域（前2号に掲げる区域を除く。）
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり地域の地先海域で、地すべりを助長するとして別表第5に定める区域（前3号に掲げる区域を除く。）
- (5) 西海国立公園及び壱岐対馬国定公園内で、自然公園法（昭和32年法律第161号）第22条第1項の規定に基づき海域公園地区に指定された区域及びその区域から1キロメートル以内の区域（前各号に掲げる区域を除く。）

(採取資格)

2 条例第7条第1項第2号に規定する採取行為を行うことができる者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第3条の登録を受けていること。
- (2) 長崎県内に事務所を有し、当該事務所に法第4条第1項第2号の砂利採取業務主任者を常時1人以上置いていること。
- (3) 自己の責任と負担のもとに採取から販売まで一貫して行うものであること。
- (4) 一般社団法人長崎県砂利協会の正会員であって、過去3年以内に長崎県内で海砂採取の実績を有する者又は同協会の賛助会員である協同組合であること。

(採取方法等)

3 条例第7条第1項第2号に規定する採取行為を行う場合の採取方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1採取場における採取は1日2回以内とし、1回の操業に使用する採取船は常時1隻でなければならない。
- (2) 採取は、ガット方式（ガットクレーンによる採取方式をいう。）又はポンプ方式（水中サンドポンプによる採取方式をいう。）によるものとする。
- (3) 採取船の船倉から排出される汚濁水については、その拡散防止に努めなければならない。
- (4) 採取の時間は、日の出から日没までの間とする。
- (5) 採取した海砂の荷揚げは、原則として午後9時から午前6時までの間に行ってはならない（港湾管理者及び漁港管理者の許可並びに付近の住民の承諾を得ている場合を除く。）。
- (6) 採取した海砂を他の採取船等に積み替える行為をしてはならない（工事又は陸揚げ等に係る場合であって、当該行為が必要と認められるときで、転載・沖積行為届出書（様式第1号）を知事に提出した場合を除く。）。
- (7) 採取船は、作業中は土石採取許可書の写しを携行するとともに、ブリッジ両側に標識（大きき90センチメートル×180センチメートル以上とする。）を掲げて、採取中であることを明確にしなければならない。

- (8) 採取船は、位置確認のためのGPS（人工衛星からの電波を利用した位置測定装置をいう。以下同じ。）及び同記録装置（GPSで測定した位置を記録する装置をいう。）を装備しなければならない。
- (9) 採取船は、採取量の記録を行うために、採取ポンプ稼働記録装置（水中サンドポンプの稼働状況を記録する装置をいう。）を装備しなければならない。

（採取限量）

4 条例第7条第1項第3号に規定する各年度の採取限量は、次のとおりとする。

- (1) 令和3年度 250万立方メートル
- (2) 令和4年度 250万立方メートル
- (3) 令和5年度 250万立方メートル

別表第1

（海浜地）

番号	海浜地名	所在市町村名	関係地方機関
1	柿泊白浜弁天海浜地	長 崎 市	長崎振興局長崎港湾漁港事務所
2	福田遊園地海浜地	〃	
3	網場の脇海浜地	〃	
4	立石海浜地	〃	
5	宮摺海浜地	〃	
6	川原海浜地	〃	
7	岳路海浜地	〃	
8	黒浜海浜地	〃	
9	以下宿海浜地	〃	
10	高浜海浜地	〃	
11	田の子海浜地	〃	
12	野母郷の内沿岸海浜地	〃	
13	脇岬海浜地	〃	
14	里平海浜地	〃	
15	白浜海浜地	〃	
16	長浜海浜地	雲 仙 市	島原振興局
17	千々石海浜地	〃	
18	大浜海浜地	〃	
19	野田浜海浜地	南 島 原 市	
20	前浜海浜地	〃	
21	白浜海浜地	〃	
22	鹿子前海浜地	佐 世 保 市	県北振興局
23	白浜海浜地	〃	
24	大浜海浜地	〃	
25	スゲ浜海浜地	〃	
26	汐出海浜地	〃	
27	鹿町海浜地	〃	
28	明ノ川内海浜地	平 戸 市	
29	根獅子海浜地	〃	
30	飯良海浜地	〃	
31	前津吉海浜地	〃	
32	田の浦海浜地	〃	
33	下中野海浜地	〃	
34	大川原海浜地	〃	
35	一六海浜地	〃	
36	千里ヶ浜海浜地	〃	

37	宝の浜海浜地	松 浦 市	
38	大崎海浜地	”	
39	初崎海浜地	”	
40	土谷海浜地	”	
41	浅谷海浜地	”	
42	柳海浜地	西 海 市	
43	雪浦海浜地	”	
44	尻久砂里浜海浜地	”	
45	彼杵海浜地	東 彼 杵 町	
46	大崎海浜地	川 棚 町	
47	白浜海浜地	小 値 賀 町	
48	柿ノ浜海浜地	”	
49	船瀬海浜地	”	
50	野首海浜地	”	
51	大浜・香珠子海浜地	五 島 市	五島振興局
52	六方海浜地	”	
53	白良ヶ浜海浜地	”	
54	高浜・頓泊海浜地	”	
55	蛤浜海浜地	新上五島町	五島振興局上五島支所
56	白浜海浜地	”	
57	小串海浜地	”	
58	船崎海浜地	”	
59	三本松海浜地	”	
60	堤海浜地	”	
61	高井旅海浜地	”	
62	後浜串海浜地	”	
63	塩樽海浜地	壱 岐 市	壱岐振興局
64	大島海浜地	”	
65	辰ノ島海浜地	”	
66	串山海浜地	”	
67	天ヶ原海浜地	”	
68	清石浜海浜地	”	
69	筒城浜海浜地	”	
70	大浜海浜地	”	
71	錦浜海浜地	”	
72	井口浜海浜地	対 馬 市	対馬振興局
73	三字田海浜地	”	
74	茂木海浜地	”	
75	鱒浦海浜地	”	
76	太田浦海浜地	”	
77	黒島海浜地	”	

(注) 区域を示す図面については、土木部監理課及び関係地方機関において縦覧する。

別表第2

下表に示す大型魚礁造成区域の中心点から500メートル以内の区域

設置年度	海 域	中 心 点 位 置	
昭和52年度	長崎北	北緯：33° 34.195′	東経：129° 29.865′
”	”	北緯：33° 09.800′	東経：129° 10.200′
昭和53年度	”	北緯：33° 35.845′	東経：129° 37.314′
”	”	北緯：33° 09.800′	東経：129° 09.500′

昭和54年度	〃	北緯：33° 20.196′	東経：129° 15.367′
〃	〃	北緯：33° 07.498′	東経：129° 21.467′
昭和55年度	〃	北緯：33° 17.197′	東経：129° 20.867′
〃	〃	北緯：33° 19.996′	東経：129° 14.967′
昭和56年度	〃	北緯：33° 28.803′	東経：129° 27.616′
〃	〃	北緯：33° 16.090′	東経：128° 58.686′
昭和57年度	〃	北緯：33° 35.442′	東経：129° 39.654′
〃	〃	北緯：33° 10.072′	東経：129° 28.062′
昭和58年度	〃	北緯：33° 17.087′	東経：129° 20.583′
〃	〃	北緯：33° 16.208′	東経：128° 58.415′
昭和59年度	〃	北緯：33° 30.259′	東経：129° 12.053′
〃	〃	北緯：33° 10.192′	東経：129° 15.366′
〃	〃	北緯：33° 15.780′	東経：128° 48.640′
昭和60年度	〃	北緯：33° 26.098′	東経：129° 28.294′
〃	〃	北緯：33° 25.809′	東経：129° 15.908′
〃	〃	北緯：33° 10.196′	東経：129° 27.694′
昭和61年度	〃	北緯：33° 06.792′	東経：129° 22.032′
〃	〃	北緯：33° 29.068′	東経：129° 27.719′
昭和62年度	〃	北緯：33° 28.496′	東経：129° 28.065′
〃	〃	北緯：33° 06.998′	東経：129° 21.867′
昭和63年度	〃	北緯：33° 16.477′	東経：129° 21.097′
〃	〃	北緯：33° 26.150′	東経：129° 10.300′
〃	〃	北緯：33° 25.896′	東経：129° 28.466′
〃	〃	北緯：33° 35.595′	東経：129° 38.665′
平成元年度	〃	北緯：33° 25.810′	東経：129° 28.820′
〃	〃	北緯：33° 26.395′	東経：129° 10.767′
〃	〃	北緯：33° 16.320′	東経：129° 20.620′
〃	〃	北緯：33° 29.360′	東経：129° 43.240′
平成2年度	〃	北緯：33° 27.516′	東経：129° 30.365′
〃	〃	北緯：33° 19.976′	東経：129° 25.306′
〃	〃	北緯：33° 17.260′	東経：129° 00.530′
〃	〃	北緯：33° 09.808′	東経：129° 27.866′
〃	〃	北緯：33° 29.496′	東経：129° 43.624′
平成3年度	〃	北緯：33° 35.971′	東経：129° 36.021′
〃	〃	北緯：33° 27.930′	東経：129° 28.652′
〃	〃	北緯：33° 18.246′	東経：129° 14.067′
〃	〃	北緯：33° 09.864′	東経：129° 27.266′
〃	〃	北緯：33° 16.996′	東経：129° 01.318′
平成4年度	〃	北緯：33° 06.806′	東経：129° 21.488′
〃	〃	北緯：33° 29.247′	東経：129° 43.959′
〃	〃	北緯：33° 24.533′	東経：129° 29.379′
〃	〃	北緯：33° 26.019′	東経：129° 14.787′
〃	〃	北緯：33° 11.594′	東経：129° 10.212′
平成5年度	〃	北緯：33° 12.314′	東経：129° 09.651′
〃	〃	北緯：33° 29.079′	東経：129° 43.631′
〃	〃	北緯：33° 16.692′	東経：129° 16.327′
〃	〃	北緯：33° 30.428′	東経：129° 30.365′
〃	〃	北緯：33° 08.048′	東経：129° 26.044′
平成6年度	〃	北緯：33° 10.567′	東経：129° 30.136′
〃	〃	北緯：33° 17.626′	東経：129° 15.647′

〃	〃	北緯：33° 27.056′	東経：129° 34.275′
〃	〃	北緯：33° 27.515′	東経：129° 24.816′
〃	〃	北緯：33° 14.827′	東経：129° 09.068′
平成7年度	〃	北緯：33° 07.865′	東経：129° 34.432′
〃	〃	北緯：33° 19.616′	東経：129° 24.196′
〃	〃	北緯：33° 10.157′	東経：129° 13.717′
〃	〃	北緯：33° 26.590′	東経：129° 38.161′
〃	〃	北緯：33° 14.346′	東経：129° 59.688′
〃	〃	北緯：33° 15.317′	東経：129° 09.797′
〃	〃	北緯：33° 27.580′	東経：129° 25.137′
〃	〃	北緯：33° 07.420′	東経：129° 24.841′
平成8年度	〃	北緯：33° 13.157′	東経：129° 10.217′
〃	〃	北緯：33° 30.085′	東経：129° 44.265′
〃	〃	北緯：33° 28.156′	東経：129° 35.403′
〃	〃	北緯：33° 17.777′	東経：129° 23.676′
〃	〃	北緯：33° 07.578′	東経：129° 34.095′
平成9年度	〃	北緯：33° 26.648′	東経：129° 29.562′
〃	〃	北緯：33° 30.412′	東経：129° 42.184′
〃	〃	北緯：33° 13.610′	東経：129° 09.976′
〃	〃	北緯：33° 27.690′	東経：129° 34.547′
〃	〃	北緯：33° 09.358′	東経：129° 28.928′
平成10年度	〃	北緯：33° 13.131′	東経：129° 10.159′
〃	〃	北緯：33° 24.321′	東経：129° 34.916′
〃	〃	北緯：33° 27.877′	東経：129° 27.774′
〃	〃	北緯：33° 17.417′	東経：129° 23.186′
〃	〃	北緯：33° 07.618′	東経：129° 34.685′
〃	〃	北緯：33° 10.727′	東経：128° 50.739′
〃	〃	北緯：33° 06.944′	東経：129° 25.017′
〃	〃	北緯：33° 30.373′	東経：129° 42.505′
〃	〃	北緯：33° 17.106′	東経：129° 16.620′
平成11年度	〃	北緯：33° 10.805′	東経：128° 49.429′
〃	〃	北緯：33° 29.991′	東経：129° 42.101′
〃	〃	北緯：33° 27.157′	東経：129° 29.620′
〃	〃	北緯：33° 14.927′	東経：129° 21.326′
〃	〃	北緯：33° 10.967′	東経：129° 28.182′
〃	〃	北緯：33° 16.767′	東経：129° 01.772′
〃	〃	北緯：33° 25.456′	東経：129° 37.505
〃	〃	北緯：33° 18.119′	東経：129° 17.222′
平成12年度	〃	北緯：33° 28.915′	東経：129° 36.154′
〃	〃	北緯：33° 07.309′	東経：129° 26.096′
〃	〃	北緯：33° 27.751′	東経：129° 25.290′
〃	〃	北緯：33° 14.936′	東経：129° 23.023′
〃	〃	北緯：33° 10.482′	東経：128° 51.801′
〃	〃	北緯：33° 09.624′	東経：128° 51.244′
〃	〃	北緯：33° 20.852′	東経：129° 15.856′
平成13年度	〃	北緯：33° 17.384′	東経：129° 23.488′
〃	〃	北緯：33° 29.704′	東経：129° 29.237′
〃	〃	北緯：33° 06.905′	東経：129° 19.132′
〃	〃	北緯：33° 33.838′	東経：129° 37.830′

〃	〃	北緯：33° 14.817′	東経：129° 09.467′
平成14年度	〃	北緯：33° 33.550′	東経：128° 37.955′
〃	〃	北緯：33° 25.546′	東経：129° 28.665′
〃	〃	北緯：33° 17.031′	東経：129° 18.026′
〃	〃	北緯：33° 06.644′	東経：129° 19.362′
〃	〃	北緯：33° 09.538′	東経：128° 47.829′
平成15年度	〃	北緯：33° 33.696′	東経：129° 37.837′
〃	〃	北緯：33° 27.739′	東経：129° 27.352′
〃	〃	北緯：33° 16.191′	東経：129° 20.809′
〃	〃	北緯：33° 18.556′	東経：129° 17.442′
〃	〃	北緯：33° 09.214′	東経：128° 46.737′
平成16年度	〃	北緯：33° 34.240′	東経：129° 39.364′
〃	〃	北緯：33° 33.511′	東経：129° 40.198′
〃	〃	北緯：33° 06.139′	東経：129° 15.782′
〃	〃	北緯：33° 13.730′	東経：129° 19.397′
〃	〃	北緯：33° 35.595′	東経：129° 41.564′
平成17年度	〃	北緯：33° 37.195′	東経：129° 41.364′
〃	〃	北緯：33° 37.195′	東経：129° 38.864′
平成18年度	〃	北緯：33° 33.200′	東経：129° 39.860′
〃	〃	北緯：33° 14.500′	東経：129° 09.672′
〃	〃	北緯：33° 35.200′	東経：129° 36.860′
平成19年度	〃	北緯：33° 15.994′	東経：129° 22.026′
〃	〃	北緯：33° 26.511′	東経：129° 40.481′
〃	〃	北緯：33° 33.453′	東経：129° 35.791′
〃	〃	北緯：33° 15.118′	東経：129° 44.457′
〃	〃	北緯：33° 15.309′	東経：129° 44.685′
〃	〃	北緯：33° 14.927′	東経：129° 44.685′
〃	〃	北緯：33° 14.927′	東経：129° 44.229′
〃	〃	北緯：33° 15.309′	東経：129° 44.228′
平成20年度	〃	北緯：33° 27.079′	東経：129° 40.358′
〃	〃	北緯：33° 15.994′	東経：129° 22.356′
〃	〃	北緯：33° 08.480′	東経：129° 00.240′
〃	〃	北緯：33° 15.527′	東経：128° 44.921′
平成21年度	〃	北緯：33° 16.048′	東経：129° 17.233′
〃	〃	北緯：33° 15.442′	東経：129° 18.936′
〃	〃	北緯：33° 14.716′	東経：128° 43.950′
〃	〃	北緯：33° 15.533′	東経：128° 43.960′
〃	〃	北緯：33° 14.638′	東経：128° 44.900′
〃	〃	北緯：33° 09.450′	東経：128° 58.254′
〃	〃	北緯：33° 14.800′	東経：129° 10.150′
〃	〃	北緯：33° 13.982′	東経：129° 20.017′
〃	〃	北緯：33° 13.988′	東経：129° 21.928′
〃	〃	北緯：33° 15.628′	東経：129° 20.704′
〃	〃	北緯：33° 10.439′	東経：129° 14.040′
〃	〃	北緯：33° 14.524′	東経：129° 16.667′
平成22年度	〃	北緯：33° 15.454′	東経：129° 21.494′
〃	〃	北緯：33° 13.791′	東経：129° 21.022′
〃	〃	北緯：33° 15.654′	東経：129° 23.093′
〃	〃	北緯：33° 15.387′	東経：129° 22.861′

〃	〃	北緯：33° 13.048′	東経：129° 13.280′
〃	〃	北緯：33° 12.697′	東経：129° 13.360′
平成23年度	〃	北緯：33° 21.822′	東経：129° 17.134′
〃	〃	北緯：33° 21.461′	東経：129° 17.107′
〃	〃	北緯：33° 21.146′	東経：129° 17.093′
〃	〃	北緯：33° 20.774′	東経：129° 17.080′
平成24年度	〃	北緯：33° 36.911′	東経：129° 40.614′
〃	〃	北緯：33° 36.990′	東経：129° 39.562′
〃	〃	北緯：33° 26.852′	東経：129° 40.750′
〃	〃	北緯：33° 25.195′	東経：129° 23.716′
〃	〃	北緯：33° 20.520′	東経：129° 15.629′
〃	〃	北緯：33° 20.199′	東経：129° 15.402′
平成26年度	〃	北緯：33° 16.196′	東経：128° 50.869′
〃	〃	北緯：33° 15.196′	東経：128° 50.535′
〃	〃	北緯：33° 14.196′	東経：128° 50.202′
〃	〃	北緯：33° 13.197′	東経：128° 49.869′
〃	〃	北緯：33° 12.197′	東経：128° 49.535′
〃	〃	北緯：33° 34.797′	東経：129° 40.364′
〃	〃	北緯：33° 34.696′	東経：129° 36.164′
平成29年度	〃	北緯：33° 25.997′	東経：129° 37.864′
〃	〃	北緯：33° 32.447′	東経：129° 38.864′
令和元年度	〃	北緯：33° 28.597′	東経：129° 40.864′
〃	〃	北緯：33° 29.397′	東経：129° 41.463′
昭和52年度	長崎南	北緯：32° 45.824′	東経：129° 41.634′
〃	〃	北緯：32° 27.444′	東経：129° 40.051′
昭和53年度	〃	北緯：32° 39.636′	東経：129° 41.055′
〃	〃	北緯：32° 39.042′	東経：129° 00.456′
〃	〃	北緯：32° 38.189′	東経：130° 18.751′
昭和54年度	〃	北緯：32° 31.870′	東経：129° 47.147′
〃	〃	北緯：32° 38.754′	東経：130° 05.334′
昭和55年度	〃	北緯：32° 51.705′	東経：129° 31.082′
〃	〃	北緯：32° 43.490′	東経：130° 22.683′
昭和56年度	〃	北緯：32° 45.715′	東経：129° 41.689′
昭和57年度	〃	北緯：32° 38.574′	東経：130° 00.300′
〃	〃	北緯：32° 56.853′	東経：129° 28.939′
〃	〃	北緯：32° 38.149′	東経：130° 19.041′
昭和58年度	〃	北緯：32° 38.324′	東経：130° 00.446′
〃	〃	北緯：32° 40.146′	東経：129° 27.394′
〃	〃	北緯：32° 40.269′	東経：129° 27.099′
〃	〃	北緯：32° 40.424′	東経：129° 26.726′
〃	〃	北緯：32° 40.575′	東経：129° 26.389′
〃	〃	北緯：32° 40.640′	東経：129° 26.202′
〃	〃	北緯：32° 40.661′	東経：129° 26.662′
〃	〃	北緯：32° 40.610′	東経：129° 26.922′
〃	〃	北緯：32° 40.494′	東経：129° 27.220′
〃	〃	北緯：32° 38.153′	東経：129° 32.333′
〃	〃	北緯：32° 38.390′	東経：129° 32.903′
〃	〃	北緯：32° 38.578′	東経：129° 32.590′
〃	〃	北緯：32° 38.677′	東経：129° 32.207′

"	"	北緯：32° 39.504'	東経：129° 32.017'
"	"	北緯：32° 39.364'	東経：129° 32.327'
"	"	北緯：32° 38.193'	東経：129° 32.618'
"	"	北緯：32° 39.023'	東経：129° 32.919'
"	"	北緯：32° 38.921'	東経：129° 33.317'
昭和59年度	"	北緯：32° 46.057'	東経：129° 41.412'
"	"	北緯：32° 42.733'	東経：130° 22.176'
昭和60年度	"	北緯：32° 56.663'	東経：129° 29.595'
"	"	北緯：32° 35.632'	東経：129° 40.105'
"	"	北緯：32° 35.718'	東経：129° 39.680'
"	"	北緯：32° 35.856'	東経：129° 39.407'
"	"	北緯：32° 35.963'	東経：129° 38.933'
"	"	北緯：32° 36.119'	東経：129° 39.266'
"	"	北緯：32° 36.012'	東経：129° 39.680'
"	"	北緯：32° 35.892'	東経：129° 40.057'
"	"	北緯：32° 40.657'	東経：130° 05.032'
"	"	北緯：32° 47.580'	東経：130° 24.034'
昭和61年度	"	北緯：32° 40.685'	東経：130° 05.125'
"	"	北緯：32° 54.665'	東経：129° 51.804'
"	"	北緯：32° 48.683'	東経：130° 22.951'
昭和62年度	"	北緯：32° 37.791'	東経：130° 16.381'
"	"	北緯：33° 01.115'	東経：129° 49.058'
"	"	北緯：32° 39.847'	東経：129° 42.356'
"	"	北緯：32° 38.439'	東経：129° 36.467'
"	"	北緯：32° 38.091'	東経：129° 40.579'
昭和63年度	"	北緯：32° 37.459'	東経：130° 16.366'
"	"	北緯：32° 38.861'	東経：130° 00.325'
平成元年度	"	北緯：32° 39.331'	東経：129° 42.265'
"	"	北緯：32° 45.780'	東経：129° 40.965'
"	"	北緯：32° 53.579'	東経：129° 31.786'
"	"	北緯：32° 56.199'	東経：129° 29.326'
"	"	北緯：33° 00.120'	東経：129° 53.620'
平成2年度	"	北緯：32° 37.700'	東経：130° 16.680'
"	"	北緯：32° 35.702'	東経：129° 40.866'
"	"	北緯：32° 36.091'	東経：129° 29.947'
"	"	北緯：32° 46.750'	東経：129° 45.120'
平成3年度	"	北緯：32° 40.732'	東経：130° 05.033'
"	"	北緯：32° 54.030'	東経：129° 51.274'
"	"	北緯：32° 55.809'	東経：129° 29.786'
"	"	北緯：32° 32.162'	東経：129° 47.025'
平成4年度	"	北緯：32° 32.454'	東経：129° 47.958'
"	"	北緯：32° 49.392'	東経：129° 35.652'
"	"	北緯：32° 47.819'	東経：130° 24.096'
"	"	北緯：32° 39.927'	東経：130° 07.716'
平成5年度	"	北緯：32° 47.034'	東経：130° 23.895'
"	"	北緯：32° 37.011'	東経：130° 07.289'
"	"	北緯：33° 01.156'	東経：129° 49.251'
"	"	北緯：32° 49.520'	東経：129° 36.086'
平成6年度	"	北緯：32° 48.831'	東経：130° 23.321'

〃	〃	北緯：32° 36.772′	東経：130° 07.613′
〃	〃	北緯：32° 55.059′	東経：129° 22.137′
平成7年度	〃	北緯：32° 48.831′	東経：130° 23.061′
〃	〃	北緯：32° 35.062′	東経：130° 12.663′
〃	〃	北緯：32° 32.352′	東経：129° 47.515′
〃	〃	北緯：32° 58.739′	東経：129° 35.576′
〃	〃	北緯：32° 52.264′	東経：130° 21.307′
平成8年度	〃	北緯：32° 46.041′	東経：130° 24.222′
〃	〃	北緯：32° 34.902′	東経：130° 12.793′
〃	〃	北緯：32° 55.049′	東経：129° 22.797′
〃	〃	北緯：32° 39.511′	東経：129° 38.826′
平成9年度	〃	北緯：32° 40.402′	東経：130° 05.313′
〃	〃	北緯：32° 45.551′	東経：129° 40.095′
〃	〃	北緯：32° 42.972′	東経：130° 23.162′
〃	〃	北緯：32° 34.812′	東経：130° 12.623′
平成10年度	〃	北緯：32° 44.071′	東経：129° 42.999′
〃	〃	北緯：33° 01.249′	東経：129° 54.044′
〃	〃	北緯：32° 46.263′	東経：130° 24.220′
〃	〃	北緯：32° 34.917′	東経：130° 13.106′
〃	〃	北緯：32° 43.930′	東経：129° 43.304′
〃	〃	北緯：32° 31.605′	東経：129° 45.570′
平成11年度	〃	北緯：32° 54.996′	東経：129° 23.242′
〃	〃	北緯：32° 33.282′	東経：129° 42.605′
〃	〃	北緯：32° 46.116′	東経：130° 24.271′
〃	〃	北緯：32° 34.772′	東経：130° 11.763′
〃	〃	北緯：32° 35.211′	東経：129° 42.916′
平成12年度	〃	北緯：32° 55.196′	東経：129° 30.389′
〃	〃	北緯：32° 38.841′	東経：129° 42.545′
〃	〃	北緯：32° 45.322′	東経：130° 24.001′
〃	〃	北緯：32° 38.972′	東経：130° 05.923′
〃	〃	北緯：32° 40.247′	東経：129° 40.360′
平成13年度	〃	北緯：32° 50.185′	東経：129° 18.239′
〃	〃	北緯：32° 31.212′	東経：129° 45.631′
〃	〃	北緯：33° 00.924′	東経：129° 49.270′
〃	〃	北緯：32° 36.557′	東経：130° 07.713′
〃	〃	北緯：32° 37.805′	東経：130° 16.716′
平成14年度	〃	北緯：32° 58.558′	東経：129° 35.880′
〃	〃	北緯：32° 31.651′	東経：129° 46.469′
〃	〃	北緯：32° 54.166′	東経：129° 51.630′
〃	〃	北緯：32° 36.579′	東経：130° 07.331′
〃	〃	北緯：32° 53.321′	東経：130° 18.884′
平成15年度	〃	北緯：32° 33.413′	東経：129° 42.235′
〃	〃	北緯：32° 36.284′	東経：130° 08.759′
〃	〃	北緯：32° 37.730′	東経：130° 16.693′
〃	〃	北緯：33° 01.099′	東経：129° 49.260′
平成16年度	〃	北緯：32° 32.164′	東経：129° 47.692′
〃	〃	北緯：32° 45.529′	東経：129° 40.827′
〃	〃	北緯：33° 00.672′	東経：129° 49.398′
平成17年度	〃	北緯：32° 40.538′	東経：130° 05.167′

"	"	北緯：32° 43.513'	東経：129° 58.479'
"	"	北緯：33° 01.422'	東経：129° 49.432'
平成18年度	"	北緯：32° 37.840'	東経：130° 16.910'
"	"	北緯：32° 38.710'	東経：130° 00.550'
"	"	北緯：32° 31.640'	東経：129° 42.750'
"	"	北緯：33° 01.330'	東経：129° 49.290'
"	"	北緯：32° 34.000'	東経：129° 49.600'
"	"	北緯：32° 58.830'	東経：129° 34.860'
"	"	北緯：32° 43.640'	東経：129° 58.750'
"	"	北緯：32° 32.720'	東経：129° 47.970'
平成19年度	"	北緯：32° 36.412'	東経：129° 31.947'
"	"	北緯：32° 31.334'	東経：129° 42.625'
"	"	北緯：32° 43.203'	東経：129° 58.370'
"	"	北緯：32° 38.303'	東経：130° 00.062'
"	"	北緯：32° 37.102'	東経：130° 06.663'
"	"	北緯：32° 37.686'	東経：130° 16.919'
"	"	北緯：32° 54.462'	東経：129° 51.474'
"	"	北緯：32° 57.500'	東経：129° 30.000'
平成20年度	"	北緯：32° 53.000'	東経：129° 17.500'
"	"	北緯：32° 53.397'	東経：130° 18.837'
"	"	北緯：32° 39.383'	東経：130° 00.917'
"	"	北緯：32° 43.793'	東経：129° 58.777'
"	"	北緯：32° 28.616'	東経：129° 45.874'
"	"	北緯：32° 28.482'	東経：129° 46.153'
"	"	北緯：32° 28.212'	東経：129° 46.151'
"	"	北緯：32° 28.081'	東経：129° 45.872'
"	"	北緯：32° 28.213'	東経：129° 45.589'
"	"	北緯：32° 28.485'	東経：129° 45.584'
平成21年度	"	北緯：33° 01.250'	東経：129° 49.083'
"	"	北緯：32° 54.373'	東経：129° 50.990'
"	"	北緯：32° 36.809'	東経：130° 06.938'
"	"	北緯：32° 40.423'	東経：130° 05.184'
"	"	北緯：32° 28.033'	東経：129° 45.467'
"	"	北緯：32° 57.833'	東経：129° 29.483'
"	"	北緯：32° 28.301'	東経：129° 45.040'
"	"	北緯：32° 28.307'	東経：129° 46.819'
平成22年度	"	北緯：32° 58.731'	東経：129° 32.504'
"	"	北緯：32° 56.962'	東経：129° 33.185'
"	"	北緯：32° 56.200'	東経：129° 33.887'
"	"	北緯：32° 54.009'	東経：129° 23.551'
"	"	北緯：32° 39.614'	東経：129° 01.866'
"	"	北緯：32° 43.967'	東経：129° 59.100'
"	"	北緯：33° 01.003'	東経：129° 49.142'
"	"	北緯：32° 37.923'	東経：130° 16.408'
平成23年度	"	北緯：32° 28.057'	東経：129° 46.445'
"	"	北緯：32° 54.009'	東経：129° 23.551'
"	"	北緯：32° 54.000'	東経：129° 24.000'
"	"	北緯：32° 54.363'	東経：129° 51.956'
"	"	北緯：32° 44.109'	東経：129° 59.455'

〃	〃	北緯：32° 44.269′	東経：129° 59.796′
〃	〃	北緯：32° 40.000′	東経：130° 01.000′
平成24年度	〃	北緯：32° 30.732′	東経：129° 35.356′
〃	〃	北緯：32° 30.642′	東経：129° 34.357′
〃	〃	北緯：32° 55.747′	東経：129° 34.423′
〃	〃	北緯：32° 45.743′	東経：130° 05.731′
〃	〃	北緯：32° 37.481′	東経：130° 06.980′
〃	〃	北緯：32° 49.058′	東経：129° 39.261′
〃	〃	北緯：33° 00.435′	東経：129° 36.400′
〃	〃	北緯：33° 02.563′	東経：129° 46.662′
〃	〃	北緯：32° 39.028′	東経：130° 01.145′
〃	〃	北緯：32° 30.209′	東経：129° 27.195′
平成25年度	〃	北緯：32° 58.800′	東経：129° 33.946′
〃	〃	北緯：32° 55.033′	東経：129° 35.571′
〃	〃	北緯：32° 30.033′	東経：129° 34.789′
〃	〃	北緯：32° 45.842′	東経：130° 06.184′
〃	〃	北緯：32° 43.325′	東経：130° 07.445′
〃	〃	北緯：32° 37.416′	東経：129° 07.627′
〃	〃	北緯：33° 02.816′	東経：129° 47.698′
平成26年度	〃	北緯：32° 58.476′	東経：129° 33.946′
〃	〃	北緯：32° 37.535′	東経：129° 31.758′
〃	〃	北緯：32° 43.325′	東経：130° 07.830′
〃	〃	北緯：32° 36.010′	東経：130° 08.199′
平成27年度	〃	北緯：32° 53.149′	東経：129° 30.000′
〃	〃	北緯：32° 51.206′	東経：129° 34.231′
〃	〃	北緯：32° 45.949′	東経：129° 45.447′
〃	〃	北緯：32° 42.069′	東経：129° 42.151′
平成29年度	〃	北緯：32° 54.950′	東経：129° 29.976′
〃	〃	北緯：33° 01.410′	東経：129° 48.256′
〃	〃	北緯：32° 43.590′	東経：130° 07.220′
〃	〃	北緯：32° 36.220′	東経：130° 07.900′
〃	〃	北緯：32° 45.180′	東経：129° 45.613′
平成30年度	〃	北緯：32° 56.667′	東経：129° 53.900′
〃	〃	北緯：32° 38.574′	東経：130° 00.300′
〃	〃	北緯：32° 45.642′	東経：130° 05.283′
〃	〃	北緯：32° 42.500′	東経：129° 45.033′
〃	〃	北緯：32° 50.075′	東経：129° 36.167′
令和元年度	〃	北緯：32° 58.466′	東経：129° 32.916′
〃	〃	北緯：33° 00.516′	東経：129° 37.200′
〃	〃	北緯：32° 43.650′	東経：130° 07.880′
〃	〃	北緯：33° 02.773′	東経：129° 47.046′
〃	〃	北緯：33° 02.472′	東経：129° 48.146′
〃	〃	北緯：32° 47.283′	東経：129° 44.100′
〃	〃	北緯：32° 45.058′	東経：129° 46.533′
〃	〃	北緯：32° 57.033′	東経：129° 34.698′
〃	〃	北緯：32° 40.233′	東経：129° 43.966′
令和2年度	〃	北緯：32° 57.500′	東経：129° 53.900′
〃	〃	北緯：32° 56.200′	東経：129° 34.698′
〃	〃	北緯：33° 00.587′	東経：129° 37.109′

〃	〃	北緯：33° 01.596′	東経：129° 32.480′
〃	〃	北緯：32° 42.202′	東経：129° 43.865′
昭和51年度	五 島	北緯：32° 48.553′	東経：128° 42.370′
昭和52年度	〃	北緯：32° 53.864′	東経：129° 10.142′
昭和53年度	〃	北緯：32° 55.458′	東経：128° 50.376′
昭和54年度	〃	北緯：33° 02.668′	東経：129° 07.895′
〃	〃	北緯：32° 55.395′	東経：128° 50.479′
昭和55年度	〃	北緯：32° 53.106′	東経：129° 10.101′
〃	〃	北緯：32° 32.658′	東経：128° 50.127′
昭和56年度	〃	北緯：32° 53.287′	東経：129° 10.093′
〃	〃	北緯：32° 32.493′	東経：128° 49.565′
昭和57年度	〃	北緯：32° 54.247′	東経：129° 10.708′
〃	〃	北緯：32° 33.252′	東経：128° 43.963′
昭和58年度	〃	北緯：33° 03.764′	東経：129° 09.046′
〃	〃	北緯：32° 33.313′	東経：128° 44.552′
昭和59年度	〃	北緯：32° 53.440′	東経：129° 10.885′
〃	〃	北緯：32° 45.057′	東経：129° 14.458′
〃	〃	北緯：32° 44.941′	東経：129° 14.823′
〃	〃	北緯：32° 44.823′	東経：129° 15.154′
〃	〃	北緯：32° 44.892′	東経：129° 14.219′
〃	〃	北緯：32° 44.731′	東経：129° 14.523′
〃	〃	北緯：32° 44.612′	東経：129° 14.857′
〃	〃	北緯：32° 44.500′	東経：129° 15.235′
昭和60年度	〃	北緯：32° 43.907′	東経：129° 19.117′
〃	〃	北緯：32° 43.757′	東経：129° 19.395′
〃	〃	北緯：32° 43.765′	東経：129° 19.660′
〃	〃	北緯：32° 43.819′	東経：129° 18.575′
〃	〃	北緯：32° 43.740′	東経：129° 19.144′
〃	〃	北緯：32° 43.562′	東経：129° 19.280′
〃	〃	北緯：32° 43.377′	東経：129° 19.564′
〃	〃	北緯：32° 54.562′	東経：128° 52.742′
昭和61年度	〃	北緯：32° 38.031′	東経：128° 56.686′
〃	〃	北緯：33° 02.240′	東経：129° 08.185′
〃	〃	北緯：32° 54.592′	東経：128° 52.118′
〃	〃	北緯：32° 38.133′	東経：128° 35.196′
昭和62年度	〃	北緯：32° 38.110′	東経：128° 57.139′
〃	〃	北緯：32° 48.452′	東経：129° 02.449′
〃	〃	北緯：32° 55.011′	東経：128° 51.670′
〃	〃	北緯：33° 01.588′	東経：129° 08.070′
昭和63年度	〃	北緯：32° 40.046′	東経：129° 15.598′
〃	〃	北緯：33° 03.445′	東経：129° 07.448′
〃	〃	北緯：33° 03.178′	東経：129° 01.897′
〃	〃	北緯：32° 38.131′	東経：128° 35.221′
平成元年度	〃	北緯：33° 03.886′	東経：129° 00.325′
〃	〃	北緯：32° 38.383′	東経：128° 57.286′
〃	〃	北緯：32° 37.965′	東経：128° 35.400′
平成2年度	〃	北緯：33° 02.904′	東経：129° 07.685′
〃	〃	北緯：32° 48.336′	東経：129° 01.697′
〃	〃	北緯：32° 33.463′	東経：128° 44.561′

平成3年度	〃	北緯：32° 33.386′	東経：128° 46.401′
〃	〃	北緯：32° 49.568′	東経：128° 46.404′
〃	〃	北緯：32° 48.130′	東経：129° 01.299′
平成4年度	〃	北緯：32° 41.650′	東経：128° 55.610′
〃	〃	北緯：32° 34.544′	東経：128° 50.750′
〃	〃	北緯：32° 48.843′	東経：128° 57.884′
平成5年度	〃	北緯：32° 49.116′	東経：128° 58.786′
〃	〃	北緯：32° 34.821′	東経：128° 50.710′
〃	〃	北緯：32° 41.800′	東経：128° 55.260′
平成6年度	〃	北緯：32° 54.616′	東経：129° 08.335′
〃	〃	北緯：32° 55.569′	東経：128° 55.709′
〃	〃	北緯：32° 48.499′	東経：128° 41.461′
平成7年度	〃	北緯：32° 55.098′	東経：129° 08.638′
〃	〃	北緯：32° 55.719′	東経：128° 55.749′
〃	〃	北緯：32° 48.459′	東経：128° 47.420′
〃	〃	北緯：32° 51.199′	東経：129° 07.948′
平成8年度	〃	北緯：32° 48.249′	東経：128° 41.911′
〃	〃	北緯：32° 54.739′	東経：129° 08.708′
〃	〃	北緯：32° 56.049′	東経：128° 55.949′
平成9年度	〃	北緯：32° 49.336′	東経：128° 46.723′
〃	〃	北緯：32° 54.889′	東経：129° 08.248′
〃	〃	北緯：32° 56.109′	東経：128° 56.314′
平成10年度	〃	北緯：32° 49.529′	東経：129° 06.798′
〃	〃	北緯：32° 56.349′	東経：128° 56.649′
〃	〃	北緯：32° 49.431′	東経：128° 46.196′
〃	〃	北緯：32° 49.489′	東経：129° 00.729′
〃	〃	北緯：32° 48.509′	東経：128° 43.371′
〃	〃	北緯：32° 33.741′	東経：128° 44.511′
平成11年度	〃	北緯：32° 49.539′	東経：129° 06.747′
〃	〃	北緯：32° 56.202′	東経：128° 57.049′
〃	〃	北緯：32° 49.666′	東経：128° 45.724′
〃	〃	北緯：32° 49.639′	東経：129° 00.459′
〃	〃	北緯：33° 01.477′	東経：129° 00.872′
平成12年度	〃	北緯：32° 49.558′	東経：129° 06.490′
〃	〃	北緯：32° 56.458′	東経：128° 57.378′
〃	〃	北緯：32° 49.317′	東経：128° 45.842′
〃	〃	北緯：32° 49.253′	東経：129° 01.115′
平成13年度	〃	北緯：32° 53.896′	東経：129° 06.471′
〃	〃	北緯：32° 56.563′	東経：128° 57.833′
〃	〃	北緯：32° 48.856′	東経：128° 48.641′
〃	〃	北緯：33° 01.280′	東経：129° 01.046′
〃	〃	北緯：32° 49.180′	東経：129° 00.637′
平成14年度	〃	北緯：32° 49.952′	東経：129° 06.815′
〃	〃	北緯：32° 57.205′	東経：128° 57.744′
〃	〃	北緯：32° 48.886′	東経：128° 48.124′
〃	〃	北緯：33° 01.604′	東経：129° 00.578′
〃	〃	北緯：33° 01.584′	東経：129° 00.615′
〃	〃	北緯：33° 01.738′	東経：129° 07.893′
平成15年度	〃	北緯：33° 01.149′	東経：129° 00.381′

〃	〃	北緯：32° 54.052′	東経：129° 06.699′
〃	〃	北緯：32° 56.956′	東経：128° 57.649′
〃	〃	北緯：32° 48.955′	東経：129° 01.132′
〃	〃	北緯：32° 48.985′	東経：128° 47.543′
平成16年度	〃	北緯：33° 02.843′	東経：129° 02.424′
〃	〃	北緯：33° 00.866′	東経：128° 59.993′
〃	〃	北緯：32° 53.999′	東経：129° 07.076′
〃	〃	北緯：32° 48.738′	東経：129° 00.388′
平成17年度	〃	北緯：33° 01.756′	東経：129° 00.881′
〃	〃	北緯：32° 48.534′	東経：128° 46.248′
〃	〃	北緯：32° 33.426′	東経：128° 44.827′
〃	〃	北緯：33° 02.495′	東経：129° 01.760′
〃	〃	北緯：32° 54.141′	東経：129° 07.725′
平成18年度	〃	北緯：32° 33.480′	東経：128° 45.702′
〃	〃	北緯：33° 02.510′	東経：129° 02.370′
〃	〃	北緯：32° 59.069′	東経：128° 59.325′
〃	〃	北緯：33° 01.541′	東経：129° 00.290′
〃	〃	北緯：32° 49.800′	東経：128° 47.970′
〃	〃	北緯：32° 48.110′	東経：129° 00.960′
平成19年度	〃	北緯：32° 34.600′	東経：128° 40.250′
〃	〃	北緯：33° 02.000′	東経：129° 01.300′
〃	〃	北緯：32° 59.600′	東経：128° 57.400′
〃	〃	北緯：32° 53.600′	東経：129° 08.400′
〃	〃	北緯：32° 48.000′	東経：129° 04.600′
〃	〃	北緯：32° 45.800′	東経：129° 02.500′
〃	〃	北緯：33° 05.348′	東経：128° 42.345′
〃	〃	北緯：33° 05.539′	東経：128° 42.523′
〃	〃	北緯：33° 05.118′	東経：128° 42.528′
〃	〃	北緯：33° 05.157′	東経：128° 42.117′
〃	〃	北緯：33° 05.539′	東経：128° 42.117′
平成20年度	〃	北緯：33° 59.452′	東経：128° 59.449′
〃	〃	北緯：33° 02.042′	東経：129° 02.020′
〃	〃	北緯：32° 54.648′	東経：129° 07.728′
〃	〃	北緯：32° 56.863′	東経：128° 56.953′
〃	〃	北緯：32° 39.600′	東経：128° 57.400′
平成21年度	〃	北緯：33° 02.950′	東経：129° 01.300′
〃	〃	北緯：32° 50.850′	東経：129° 05.083′
〃	〃	北緯：32° 50.054′	東経：129° 04.986′
〃	〃	北緯：32° 50.054′	東経：129° 05.500′
平成22年度	〃	北緯：32° 56.000′	東経：128° 55.000′
〃	〃	北緯：33° 03.500′	東経：129° 02.500′
〃	〃	北緯：32° 56.888′	東経：128° 58.083′
〃	〃	北緯：32° 57.333′	東経：128° 57.192′
平成23年度	〃	北緯：32° 33.000′	東経：128° 44.857′
〃	〃	北緯：32° 56.489′	東経：128° 55.655′
〃	〃	北緯：33° 03.402′	東経：129° 01.935′
〃	〃	北緯：32° 56.603′	東経：128° 56.200′
平成24年度	〃	北緯：33° 03.145′	東経：129° 02.921′
〃	〃	北緯：33° 03.703′	東経：129° 03.027′

〃	〃	北緯：33° 02.813′	東経：129° 01.980′
〃	〃	北緯：32° 52.000′	東経：129° 08.000′
〃	〃	北緯：32° 55.231′	東経：128° 50.609′
平成26年度	〃	北緯：32° 43.297′	東経：128° 32.452′
〃	〃	北緯：32° 42.754′	東経：128° 32.452′
〃	〃	北緯：32° 42.754′	東経：128° 31.806′
〃	〃	北緯：32° 43.297′	東経：128° 31.806′
平成27年度	〃	北緯：32° 39.462′	東経：128° 56.866′
平成28年度	〃	北緯：32° 02.481′	東経：129° 01.211′
〃	〃	北緯：32° 42.223′	東経：128° 33.097′
〃	〃	北緯：32° 41.683′	東経：128° 33.097′
〃	〃	北緯：32° 53.287′	東経：128° 10.093′
平成29年度	〃	北緯：32° 42.223′	東経：128° 32.456′
〃	〃	北緯：32° 3.764′	東経：129° 09.046′
平成30年度	〃	北緯：32° 52.200′	東経：129° 06.868′
〃	〃	北緯：32° 41.683′	東経：128° 32.456′
令和元年度	〃	北緯：32° 57.806′	東経：128° 57.936′
〃	〃	北緯：32° 49.538′	東経：128° 59.734′
〃	〃	北緯：32° 46.896′	東経：128° 38.766′
〃	〃	北緯：33° 03.197′	東経：128° 46.869′
令和2年度	〃	北緯：33° 02.240′	東経：129° 08.185′
〃	〃	北緯：32° 47.569′	東経：128° 39.069′
〃	〃	北緯：32° 47.631′	東経：128° 39.171′
〃	〃	北緯：33° 03.002′	東経：129° 08.616′
〃	〃	北緯：32° 51.680′	東経：129° 06.796′
昭和52年度	杵岐	北緯：33° 55.866′	東経：129° 51.312′
昭和53年度	〃	北緯：33° 43.120′	東経：129° 47.362′
昭和54年度	〃	北緯：33° 55.647′	東経：129° 41.398′
昭和55年度	〃	北緯：33° 41.863′	東経：129° 40.780′
昭和56年度	〃	北緯：33° 42.503′	東経：129° 49.541′
昭和57年度	〃	北緯：33° 51.904′	東経：129° 51.208′
昭和59年度	〃	北緯：33° 42.650′	東経：129° 47.669′
昭和60年度	〃	北緯：34° 03.206′	東経：129° 45.148′
昭和61年度	〃	北緯：33° 47.298′	東経：129° 51.457′
昭和62年度	〃	北緯：33° 44.909′	東経：129° 33.450′
昭和63年度	〃	北緯：33° 42.835′	東経：129° 47.909′
平成元年度	〃	北緯：33° 54.173′	東経：129° 38.894′
平成2年度	〃	北緯：33° 57.362′	東経：129° 49.363′
平成3年度	〃	北緯：33° 42.214′	東経：129° 37.164′
平成4年度	〃	北緯：33° 42.634′	東経：129° 47.033′
平成5年度	〃	北緯：33° 52.863′	東経：129° 36.444′
平成6年度	〃	北緯：33° 54.803′	東経：129° 50.533′
平成7年度	〃	北緯：33° 47.364′	東経：129° 49.793′
〃	〃	北緯：33° 42.834′	東経：129° 47.103′
平成8年度	〃	北緯：33° 41.701′	東経：129° 39.011′
平成9年度	〃	北緯：33° 52.753′	東経：129° 36.734′
平成10年度	〃	北緯：33° 54.517′	東経：129° 50.361′
〃	〃	北緯：33° 53.498′	東経：129° 38.616′
〃	〃	北緯：33° 42.526′	東経：129° 47.500′

〃	〃	北緯：33° 46.911′	東経：129° 48.901′
平成11年度	〃	北緯：33° 41.846′	東経：129° 39.700′
〃	〃	北緯：33° 52.001′	東経：129° 47.944′
〃	〃	北緯：33° 54.058′	東経：129° 38.624′
平成12年度	〃	北緯：33° 42.734′	東経：129° 47.373′
〃	〃	北緯：33° 41.897′	東経：129° 36.562′
〃	〃	北緯：33° 51.619′	東経：129° 27.354′
平成13年度	〃	北緯：33° 53.698′	東経：129° 36.326′
〃	〃	北緯：33° 44.605′	東経：129° 35.627′
平成14年度	〃	北緯：33° 46.316′	東経：129° 50.848′
〃	〃	北緯：33° 54.538′	東経：129° 35.672′
〃	〃	北緯：33° 42.803′	東経：129° 49.631′
平成15年度	〃	北緯：33° 53.616′	東経：129° 35.274′
〃	〃	北緯：33° 47.746′	東経：129° 27.453′
〃	〃	北緯：33° 46.657′	東経：129° 50.504′
〃	〃	北緯：33° 42.424′	東経：129° 47.012′
平成16年度	〃	北緯：33° 47.395′	東経：129° 28.852′
〃	〃	北緯：33° 47.023′	東経：129° 51.070′
〃	〃	北緯：33° 52.149′	東経：129° 32.166′
平成17年度	〃	北緯：33° 46.193′	東経：129° 29.365′
〃	〃	北緯：33° 52.146′	東経：129° 32.652′
〃	〃	北緯：33° 46.883′	東経：129° 50.306′
平成18年度	〃	北緯：33° 47.010′	東経：129° 50.790′
〃	〃	北緯：33° 43.167′	東経：129° 48.102′
〃	〃	北緯：33° 47.694′	東経：129° 29.064′
〃	〃	北緯：33° 47.094′	東経：129° 29.064′
〃	〃	北緯：33° 52.848′	東経：129° 31.312′
〃	〃	北緯：33° 52.494′	東経：129° 31.731′
〃	〃	北緯：33° 47.202′	東経：129° 50.790′
平成19年度	〃	北緯：33° 42.960′	東経：129° 48.630′
〃	〃	北緯：33° 47.412′	東経：129° 50.974′
〃	〃	北緯：33° 44.694′	東経：129° 29.365′
〃	〃	北緯：33° 53.283′	東経：129° 30.777′
平成20年度	〃	北緯：33° 54.393′	東経：129° 47.963′
〃	〃	北緯：33° 42.634′	東経：129° 48.690′
〃	〃	北緯：33° 54.193′	東経：129° 32.865′
〃	〃	北緯：33° 46.905′	東経：129° 49.595′
〃	〃	北緯：33° 45.000′	東経：129° 22.210′
〃	〃	北緯：33° 44.845′	東経：129° 22.394′
〃	〃	北緯：33° 44.690′	東経：129° 22.578′
〃	〃	北緯：33° 44.535′	東経：129° 22.762′
〃	〃	北緯：33° 44.381′	東経：129° 22.946′
〃	〃	北緯：33° 44.226′	東経：129° 23.129′
平成21年度	〃	北緯：33° 54.195′	東経：129° 37.246′
〃	〃	北緯：33° 47.000′	東経：129° 26.500′
〃	〃	北緯：33° 47.530′	東経：129° 50.333′
〃	〃	北緯：33° 41.904′	東経：129° 48.925′
平成22年度	〃	北緯：33° 54.728′	東経：129° 38.932′
〃	〃	北緯：33° 54.193′	東経：129° 39.697′

〃	〃	北緯：33° 46.798′	東経：129° 51.651′
〃	〃	北緯：33° 46.498′	東経：129° 49.892′
〃	〃	北緯：33° 45.963′	東経：129° 27.509′
〃	〃	北緯：33° 45.696′	東経：129° 34.670′
〃	〃	北緯：33° 45.840′	東経：129° 33.290′
平成23年度	〃	北緯：33° 44.864′	東経：129° 26.274′
〃	〃	北緯：33° 43.500′	東経：129° 49.500′
〃	〃	北緯：33° 46.547′	東経：129° 34.140′
〃	〃	北緯：33° 45.133′	東経：129° 32.440′
〃	〃	北緯：33° 47.819′	東経：129° 50.485′
平成24年度	〃	北緯：33° 54.266′	東経：129° 39.124′
〃	〃	北緯：33° 47.254′	東経：129° 33.290′
〃	〃	北緯：33° 46.547′	東経：129° 32.440′
〃	〃	北緯：33° 45.840′	東経：129° 31.589′
〃	〃	北緯：33° 48.191′	東経：129° 30.434′
〃	〃	北緯：33° 47.408′	東経：129° 49.119′
〃	〃	北緯：33° 43.800′	東経：129° 48.850′
〃	〃	北緯：33° 46.300′	東経：129° 25.390′
〃	〃	北緯：33° 47.830′	東経：129° 49.700′
〃	〃	北緯：33° 48.200′	東経：129° 26.800′
〃	〃	北緯：33° 48.310′	東経：129° 49.650′
〃	〃	北緯：33° 48.652′	東経：129° 30.980′
平成26年度	〃	北緯：33° 59.298′	東経：129° 33.993′
〃	〃	北緯：33° 59.642′	東経：129° 33.579′
平成27年度	〃	北緯：33° 43.167′	東経：129° 47.361′
〃	〃	北緯：33° 42.554′	東経：129° 49.480′
〃	〃	北緯：33° 42.459′	東経：129° 49.594′
〃	〃	北緯：32° 48.500′	東経：129° 49.112′
平成28年度	〃	北緯：33° 48.333′	東経：129° 26.238′
〃	〃	北緯：33° 50.195′	東経：129° 31.364′
平成29年度	〃	北緯：33° 46.157′	東経：129° 50.301′
〃	〃	北緯：33° 40.877′	東経：129° 39.332′
平成30年度	〃	北緯：33° 47.914′	東経：129° 49.032′
〃	〃	北緯：33° 47.500′	東経：129° 37.000′
令和元年度	〃	北緯：33° 52.976′	東経：129° 30.014′
〃	〃	北緯：33° 46.916′	東経：129° 49.233′
令和2年度	〃	北緯：33° 47.800′	東経：129° 50.100′
〃	〃	北緯：33° 48.427′	東経：129° 36.730′
昭和51年度	対馬	北緯：34° 37.647′	東経：129° 32.034′
昭和52年度	〃	北緯：34° 08.659′	東経：129° 19.668′
昭和53年度	〃	北緯：34° 20.666′	東経：129° 35.135′
昭和54年度	〃	北緯：34° 17.979′	東経：129° 29.525′
昭和55年度	〃	北緯：34° 30.298′	東経：129° 29.260′
〃	〃	北緯：34° 08.680′	東経：129° 19.478′
昭和56年度	〃	北緯：34° 24.677′	東経：129° 14.236′
〃	〃	北緯：34° 18.254′	東経：129° 28.880′
昭和57年度	〃	北緯：34° 32.107′	東経：129° 15.922′
〃	〃	北緯：34° 08.166′	東経：129° 20.829′
昭和58年度	〃	北緯：34° 37.285′	東経：129° 32.452′

〃	〃	北緯：34° 14.392′	東経：129° 08.110′
昭和59年度	〃	北緯：34° 24.939′	東経：129° 14.132′
〃	〃	北緯：34° 18.178′	東経：129° 28.823′
〃	〃	北緯：34° 59.232′	東経：129° 09.314′
昭和60年度	〃	北緯：34° 32.584′	東経：129° 33.855′
〃	〃	北緯：34° 08.149′	東経：129° 20.248′
昭和61年度	〃	北緯：34° 31.580′	東経：129° 15.654′
〃	〃	北緯：34° 07.308′	東経：129° 08.464′
昭和62年度	〃	北緯：34° 06.591′	東経：129° 08.339′
〃	〃	北緯：34° 38.638′	東経：129° 37.138′
昭和63年度	〃	北緯：34° 29.119′	東経：129° 06.725′
〃	〃	北緯：34° 06.725′	東経：129° 23.531′
〃	〃	北緯：34° 40.934′	東経：129° 33.402′
平成元年度	〃	北緯：34° 31.076′	東経：129° 16.400′
〃	〃	北緯：34° 12.912′	東経：129° 08.032′
平成2年度	〃	北緯：34° 32.936′	東経：129° 33.951′
〃	〃	北緯：34° 05.747′	東経：129° 08.322′
平成3年度	〃	北緯：34° 40.647′	東経：129° 22.704′
〃	〃	北緯：34° 30.228′	東経：129° 30.874′
平成4年度	〃	北緯：34° 33.056′	東経：129° 30.339′
〃	〃	北緯：34° 06.387′	東経：129° 17.560′
〃	〃	北緯：34° 12.800′	東経：129° 09.556′
平成5年度	〃	北緯：34° 25.322′	東経：129° 24.681′
〃	〃	北緯：34° 35.188′	東経：129° 30.443′
〃	〃	北緯：34° 40.567′	東経：129° 22.864′
平成6年度	〃	北緯：34° 33.468′	東経：129° 31.383′
〃	〃	北緯：34° 14.840′	東経：129° 21.695′
〃	〃	北緯：34° 06.711′	東経：129° 08.736′
平成7年度	〃	北緯：34° 36.868′	東経：129° 31.403′
〃	〃	北緯：34° 29.408′	東経：129° 15.995′
〃	〃	北緯：34° 21.289′	東経：129° 11.706′
〃	〃	北緯：34° 25.369′	東経：129° 27.354′
〃	〃	北緯：34° 10.070′	東経：129° 20.905′
平成8年度	〃	北緯：34° 25.679′	東経：129° 14.566′
〃	〃	北緯：34° 24.689′	東経：129° 26.804′
〃	〃	北緯：34° 12.720′	東経：129° 08.256′
平成9年度	〃	北緯：34° 17.650′	東経：129° 28.014′
〃	〃	北緯：34° 20.509′	東経：129° 10.879′
〃	〃	北緯：34° 33.228′	東経：129° 29.884′
平成10年度	〃	北緯：34° 41.221′	東経：129° 21.816′
〃	〃	北緯：34° 29.385′	東経：129° 15.456′
〃	〃	北緯：34° 03.768′	東経：129° 11.247′
〃	〃	北緯：34° 06.374′	東経：129° 19.193′
〃	〃	北緯：34° 25.015′	東経：129° 29.732′
〃	〃	北緯：34° 21.604′	東経：129° 10.667′
平成11年度	〃	北緯：34° 30.488′	東経：129° 30.404′
〃	〃	北緯：34° 25.220′	東経：129° 14.324′
〃	〃	北緯：34° 13.325′	東経：129° 08.892′
平成12年度	〃	北緯：34° 35.789′	東経：129° 31.383′

〃	〃	北緯：34° 41.577′	東経：129° 21.134′
〃	〃	北緯：34° 06.413′	東経：129° 07.999′
〃	〃	北緯：34° 04.801′	東経：129° 14.601′
平成13年度	〃	北緯：34° 48.321′	東経：129° 27.485′
〃	〃	北緯：34° 19.524′	東経：129° 29.005′
〃	〃	北緯：34° 04.424′	東経：129° 16.312′
平成14年度	〃	北緯：34° 36.245′	東経：129° 35.008′
〃	〃	北緯：34° 24.339′	東経：129° 14.177′
〃	〃	北緯：34° 14.380′	東経：129° 08.090′
〃	〃	北緯：34° 27.746′	東経：129° 27.748′
〃	〃	北緯：34° 27.749′	東経：129° 27.809′
〃	〃	北緯：34° 48.507′	東経：129° 27.718′
〃	〃	北緯：34° 31.414′	東経：129° 16.370′
〃	〃	北緯：34° 31.391′	東経：129° 16.374′
〃	〃	北緯：34° 18.738′	東経：129° 28.829′
〃	〃	北緯：34° 18.656′	東経：129° 28.766′
平成15年度	〃	北緯：34° 18.822′	東経：129° 10.578′
〃	〃	北緯：34° 35.597′	東経：129° 31.119′
〃	〃	北緯：34° 04.621′	東経：129° 17.622′
〃	〃	北緯：34° 03.960′	東経：129° 11.669′
〃	〃	北緯：34° 30.002′	東経：129° 29.915′
平成16年度	〃	北緯：34° 31.195′	東経：129° 28.746′
〃	〃	北緯：34° 12.231′	東経：129° 08.767′
〃	〃	北緯：34° 31.240′	東経：129° 15.913′
〃	〃	北緯：34° 41.185′	東経：129° 32.893′
平成17年度	〃	北緯：34° 25.105′	東経：129° 14.565′
〃	〃	北緯：34° 33.891′	東経：129° 30.002′
〃	〃	北緯：34° 05.623′	東経：129° 17.825′
平成18年度	〃	北緯：34° 31.300′	東経：129° 29.000′
〃	〃	北緯：34° 11.025′	東経：129° 08.698′
〃	〃	北緯：34° 17.434′	東経：129° 30.787′
〃	〃	北緯：34° 17.641′	東経：129° 30.195′
〃	〃	北緯：34° 33.650′	東経：129° 31.210′
〃	〃	北緯：34° 15.820′	東経：129° 10.260′
〃	〃	北緯：34° 38.939′	東経：129° 37.029′
〃	〃	北緯：34° 12.385′	東経：129° 09.400′
〃	〃	北緯：34° 31.105′	東経：129° 15.769′
平成19年度	〃	北緯：34° 17.084′	東経：129° 10.001′
〃	〃	北緯：34° 14.890′	東経：129° 07.866′
〃	〃	北緯：34° 08.751′	東経：129° 08.996′
〃	〃	北緯：34° 04.184′	東経：129° 14.533′
〃	〃	北緯：34° 05.480′	東経：129° 18.272′
〃	〃	北緯：34° 17.306′	東経：129° 31.379′
〃	〃	北緯：34° 31.603′	東経：129° 29.195′
〃	〃	北緯：34° 33.873′	東経：129° 07.416′
〃	〃	北緯：34° 33.626′	東経：129° 07.283′
〃	〃	北緯：34° 33.379′	東経：129° 07.149′
〃	〃	北緯：34° 32.887′	東経：129° 06.883′
〃	〃	北緯：34° 32.640′	東経：129° 06.749′

〃	〃	北緯：34° 32.393′	東経：129° 06.616′
平成20年度	〃	北緯：34° 30.850′	東経：129° 15.640′
〃	〃	北緯：34° 12.540′	東経：129° 26.350′
〃	〃	北緯：34° 05.296′	東経：129° 17.825′
〃	〃	北緯：34° 17.573′	東経：129° 10.180′
〃	〃	北緯：34° 10.990′	東経：129° 07.637′
〃	〃	北緯：34° 04.346′	東経：129° 14.043′
平成21年度	〃	北緯：34° 11.472′	東経：129° 28.394′
〃	〃	北緯：34° 17.000′	東経：129° 27.500′
〃	〃	北緯：34° 16.500′	東経：129° 27.000′
〃	〃	北緯：34° 09.492′	東経：129° 08.965′
〃	〃	北緯：34° 04.193′	東経：129° 17.865′
〃	〃	北緯：34° 07.800′	東経：129° 08.465′
〃	〃	北緯：34° 16.602′	東経：129° 09.666′
〃	〃	北緯：34° 13.537′	東経：129° 07.804′
〃	〃	北緯：34° 13.026′	東経：129° 25.697′
平成22年度	〃	北緯：34° 26.083′	東経：129° 14.917′
〃	〃	北緯：34° 30.000′	東経：129° 15.752′
〃	〃	北緯：34° 29.767′	東経：129° 30.533′
〃	〃	北緯：34° 10.092′	東経：129° 08.725′
〃	〃	北緯：34° 04.893′	東経：129° 14.912′
〃	〃	北緯：34° 05.567′	東経：129° 07.833′
〃	〃	北緯：34° 09.702′	東経：129° 08.198′
〃	〃	北緯：34° 05.393′	東経：129° 19.864′
平成23年度	〃	北緯：34° 29.825′	東経：129° 16.301′
〃	〃	北緯：34° 30.316′	東経：129° 29.090′
〃	〃	北緯：34° 19.833′	東経：129° 30.000′
〃	〃	北緯：34° 11.442′	東経：129° 26.614′
〃	〃	北緯：34° 16.192′	東経：129° 09.365′
〃	〃	北緯：34° 20.000′	東経：129° 30.833′
〃	〃	北緯：34° 10.169′	東経：129° 09.304′
〃	〃	北緯：34° 04.006′	東経：129° 16.656′
〃	〃	北緯：34° 09.093′	東経：129° 08.465′
〃	〃	北緯：34° 11.912′	東経：129° 08.327′
平成24年度	〃	北緯：34° 08.671′	東経：129° 19.565′
〃	〃	北緯：34° 13.076′	東経：129° 25.090′
〃	〃	北緯：34° 30.453′	東経：129° 16.396′
〃	〃	北緯：34° 17.148′	東経：129° 29.641′
〃	〃	北緯：34° 33.521′	東経：129° 34.144′
〃	〃	北緯：34° 12.260′	東経：129° 25.938′
〃	〃	北緯：34° 16.506′	東経：129° 29.074′
〃	〃	北緯：34° 33.061′	東経：129° 33.794′
〃	〃	北緯：34° 15.242′	東経：129° 08.554′
〃	〃	北緯：34° 08.613′	東経：129° 08.285′
〃	〃	北緯：34° 13.389′	東経：129° 24.773′
〃	〃	北緯：34° 12.764′	東経：129° 25.407′
〃	〃	北緯：34° 12.573′	東経：129° 25.621′
〃	〃	北緯：34° 11.948′	東経：129° 26.255′
平成25年度	〃	北緯：34° 17.816′	東経：129° 10.272′

〃	〃	北緯：34° 17.189′	東経：129° 09.666′
平成26年度	〃	北緯：34° 10.883′	東経：129° 27.380′
〃	〃	北緯：34° 11.196′	東経：129° 27.064′
〃	〃	北緯：34° 10.570′	東経：129° 27.696′
〃	〃	北緯：34° 30.459′	東経：129° 15.468′
〃	〃	北緯：34° 43.600′	東経：129° 23.000′
〃	〃	北緯：34° 49.049′	東経：129° 29.000′
〃	〃	北緯：34° 43.000′	東経：129° 34.000′
平成27年度	〃	北緯：34° 16.044′	東経：129° 26.800′
〃	〃	北緯：34° 40.951′	東経：129° 23.129′
〃	〃	北緯：34° 30.702′	東経：129° 14.958′
平成28年度	〃	北緯：34° 47.237′	東経：129° 36.862′
〃	〃	北緯：34° 16.731′	東経：129° 30.838′
〃	〃	北緯：34° 48.833′	東経：129° 26.917′
〃	〃	北緯：34° 31.238′	東経：129° 15.267′
〃	〃	北緯：34° 14.274′	東経：129° 26.249′
平成29年度	〃	北緯：34° 12.383′	東経：129° 20.744′
〃	〃	北緯：34° 30.217′	東経：129° 14.880′
平成30年度	〃	北緯：34° 15.192′	東経：129° 25.864′
〃	〃	北緯：34° 09.155′	東経：129° 07.775′
〃	〃	北緯：34° 42.188′	東経：129° 37.862′
〃	〃	北緯：34° 28.614′	東経：129° 15.138′
令和元年度	〃	北緯：34° 28.839′	東経：129° 28.839′
〃	〃	北緯：34° 38.680′	東経：129° 17.324′
〃	〃	北緯：34° 23.600′	東経：129° 27.000′
〃	〃	北緯：34° 08.037′	東経：129° 20.248′
令和2年度	〃	北緯：34° 16.470′	東経：129° 10.100′
〃	〃	北緯：34° 31.749′	東経：129° 15.331′
〃	〃	北緯：34° 49.547′	東経：129° 29.863′
〃	〃	北緯：34° 16.118′	東経：129° 30.113′
〃	〃	北緯：34° 16.118′	東経：129° 30.191′

(注1)中心点の位置は世界測地系に拠る。

(注2)大型魚礁とは、天然礁又は既存の人工礁を補完し、漁場を拡大するために整備したものをいう。

別表第3 (その1)

下表に示す人工礁造成区域の範囲から500メートル以内の区域

設置年度	海 域	設 置 範 囲
昭和55年度	長崎北	イ(北緯：33° 38.414′ 東経：129° 14.216′)ロ(北緯：33° 38.194′ 東経：129° 13.846′) ハ(北緯：33° 37.474′ 東経：129° 15.286′)ニ(北緯：33° 37.694′ 東経：129° 15.726′)を結ぶ範囲
平成6年度	〃	イ(北緯：33° 17.037′ 東経：129° 13.497′)ロ(北緯：33° 17.037′ 東経：129° 14.627′) ハ(北緯：32° 16.393′ 東経：129° 13.498′)ニ(北緯：32° 16.393′ 東経：129° 14.628′)を結ぶ範囲
平成7年度	〃	イ(北緯：33° 28.177′ 東経：129° 38.484′)ロ(北緯：33° 28.747′ 東経：129° 38.134′) ハ(北緯：33° 28.037′ 東経：129° 38.144′)ニ(北緯：33° 28.607′ 東経：129° 37.794′)を結ぶ範囲
		イ(北緯：33° 30.017′ 東経：129° 39.031′)ロ(北緯：33° 30.737′ 東経：129° 38.774′) ハ(北緯：33° 30.187′ 東経：129° 39.614′)ニ(北緯：33° 30.907′ 東経：129° 39.021′)を結ぶ範囲
平成12年度	〃	イ(北緯：33° 20.038′ 東経：129° 21.072′)ロ(北緯：33° 20.040′ 東経：129° 22.877′) ハ(北緯：33° 19.662′ 東経：129° 22.878′)ニ(北緯：33° 19.660′ 東経：129° 21.073′)を結ぶ範囲
		イ(北緯：33° 18.775′ 東経：129° 21.756′)ロ(北緯：33° 18.776′ 東経：129° 22.723′) ハ(北緯：33° 18.235′ 東経：129° 22.724′)ニ(北緯：33° 18.234′ 東経：129° 21.757′)を結ぶ範囲

平成16年度	”	イ(北緯:33° 08.079' 東経:129° 17.638') ロ(北緯:33° 08.522' 東経:129° 18.522') ハ(北緯:33° 08.582' 東経:129° 17.196') ニ(北緯:33° 09.089' 東経:129° 18.206') を結ぶ範囲
昭和61年度	長崎南	北緯:32° 30.620' 東経:129° 39.799' を中心点とする半径およそ1,500mに囲まれた範囲
平成5年度	”	イ(北緯:32° 52.827' 東経:129° 23.407') ロ(北緯:32° 52.177' 東経:129° 23.408') ハ(北緯:32° 52.179' 東経:129° 25.267') ニ(北緯:32° 52.828' 東経:129° 25.267') を結ぶ範囲
平成11年度	”	イ(北緯:32° 49.151' 東経:129° 34.366') ロ(北緯:32° 48.491' 東経:129° 34.366') ハ(北緯:32° 49.151' 東経:129° 35.515') ニ(北緯:32° 48.491' 東経:129° 35.515') を結ぶ範囲
平成14年度	”	イ(北緯:32° 32.632' 東経:129° 40.876') ロ(北緯:32° 32.631' 東経:129° 42.026') ハ(北緯:32° 31.984' 東経:129° 40.875') ニ(北緯:32° 31.982' 東経:129° 42.025') を結ぶ範囲
平成23年度	”	イ(北緯:32° 37.646' 東経:129° 36.284') ロ(北緯:32° 36.768' 東経:129° 36.745') ハ(北緯:32° 36.953' 東経:129° 36.033') ニ(北緯:32° 36.067' 東経:129° 36.512') を結ぶ範囲
平成19年度	県北西	イ(北緯:33° 22.844' 東経:129° 05.666') ロ(北緯:33° 22.847' 東経:129° 06.633') ハ(北緯:33° 21.224' 東経:129° 06.640') ニ(北緯:33° 21.221' 東経:129° 05.673') を結ぶ範囲
昭和58年度	五 島	イ(北緯:33° 01.560' 東経:129° 53.033') ロ(北緯:33° 01.130' 東経:129° 55.174') ハ(北緯:32° 59.450' 東経:129° 54.724') ニ(北緯:32° 59.860' 東経:129° 52.584') を結ぶ範囲
平成4年度	”	イ(北緯:32° 48.301' 東経:129° 06.808') ロ(北緯:32° 47.561' 東経:129° 07.768') ハ(北緯:32° 48.841' 東経:129° 07.368') ニ(北緯:32° 48.031' 東経:129° 08.288') を結ぶ範囲
平成11年度	”	北緯:32° 37.491' 東経:128° 56.369' を中心点とする半径2kmに囲まれた範囲
平成14年度	”	イ(北緯:32° 51.210' 東経:128° 41.747') ロ(北緯:32° 50.388' 東経:128° 42.844') ハ(北緯:32° 50.838' 東経:128° 41.207') ニ(北緯:32° 49.927' 東経:128° 42.304') を結ぶ範囲
平成23年度	”	イ(北緯:33° 03.884' 東経:128° 58.164') ロ(北緯:33° 02.913' 東経:128° 58.164') ハ(北緯:33° 03.884' 東経:128° 58.937') ニ(北緯:33° 02.913' 東経:128° 58.937') を結ぶ範囲
昭和63年度	壱 岐	イ(北緯:33° 57.005' 東経:129° 42.017') ロ(北緯:33° 55.095' 東経:129° 42.017') ハ(北緯:33° 55.095' 東経:129° 44.063') ニ(北緯:33° 57.005' 東経:129° 44.063') を結ぶ範囲
平成10年度	”	イ(北緯:33° 40.166' 東経:129° 37.953') ロ(北緯:33° 39.547' 東経:129° 38.333') ハ(北緯:33° 39.666' 東経:129° 36.663') ニ(北緯:33° 39.016' 東経:129° 37.073') を結ぶ範囲
平成14年度	”	イ(北緯:33° 54.877' 東経:129° 47.328') ロ(北緯:33° 55.120' 東経:129° 48.044') ハ(北緯:33° 56.059' 東経:129° 46.718') ニ(北緯:33° 56.307' 東経:129° 47.448') を結ぶ範囲
平成18年度	”	イ(北緯:33° 43.297' 東経:129° 47.777') ロ(北緯:33° 42.378' 東経:129° 48.857') ハ(北緯:33° 41.703' 東経:129° 48.032') ニ(北緯:33° 42.608' 東経:129° 46.925') を結ぶ範囲
平成22～ 26年度	”	北緯:33° 51.492' 東経:129° 36.681'
昭和54年度	対 馬	イ(北緯:34° 26.760' 東経:129° 27.007') ロ(北緯:34° 26.079' 東経:129° 26.979') ハ(北緯:34° 26.107' 東経:129° 29.344') ニ(北緯:34° 26.667' 東経:129° 29.361') を結ぶ範囲
平成8年度	”	イ(北緯:34° 17.822' 東経:129° 09.535') ロ(北緯:34° 19.062' 東経:128° 42.844') ハ(北緯:34° 17.892' 東経:129° 09.045') ニ(北緯:34° 19.251' 東経:129° 09.045') を結ぶ範囲
平成13年度	”	イ(北緯:34° 14.962' 東経:129° 23.694') ロ(北緯:34° 14.672' 東経:129° 25.214') ハ(北緯:34° 14.332' 東経:129° 23.514') ニ(北緯:34° 14.032' 東経:129° 25.043') を結ぶ範囲
平成18年度	”	イ(北緯:34° 36.500' 東経:129° 32.377') ロ(北緯:34° 35.987' 東経:129° 33.828') ハ(北緯:34° 35.085' 東経:129° 33.377') ニ(北緯:34° 35.582' 東経:129° 31.927') を結ぶ範囲
平成23～ 25年度	”	イ(北緯:34° 02.639' 東経:129° 11.585') ロ(北緯:34° 02.640' 東経:129° 12.170') ハ(北緯:34° 01.665' 東経:129° 11.588') ニ(北緯:34° 01.666' 東経:129° 12.173') を結ぶ範囲
平成26～ 28年度	”	イ(北緯:34° 26.125' 東経:129° 14.417') ロ(北緯:34° 25.809' 東経:129° 14.144') ハ(北緯:34° 25.469' 東経:129° 13.982') ニ(北緯:34° 25.094' 東経:129° 13.879') ホ(北緯:34° 24.711' 東経:129° 13.775') ヘ(北緯:34° 24.677' 東経:129° 14.236') ト(北緯:34° 24.327' 東経:129° 13.751') チ(北緯:34° 23.990' 東経:129° 13.518') リ(北緯:34° 24.000' 東経:129° 13.988') を結ぶ範囲

(注1) 世界測地系に拠る。

(注2) 人工礁とは、未利用海域に新規に漁場を整備したものをいう。

別表第3 (その2)

下表に示す海域礁造成区域の範囲から500メートル以内の区域

設置年度	海 域	設 置 範 囲
昭和62年度	五 島	イ(北緯:32° 57.826' 東経:128° 48.869')ロ(北緯:32° 56.579' 東経:128° 50.439') ハ(北緯:32° 57.089' 東経:128° 48.239')ニ(北緯:32° 56.139' 東経:128° 49.769')を結ぶ範囲
平成5年度	”	北緯:33° 05.238' 東経:128° 55.538' を中心点とする半径3kmに囲まれた範囲
平成10年度	”	北緯:32° 50.999' 東経:128° 44.369' を中心点とする半径3kmに囲まれた範囲

(注1) 日本測地系に拠る。

(注2) 海域礁とは、広範囲の未利用海域で、新規漁場を開発するために「人工礁」を複数箇所整備したものをいう。

別表第4 (その1)

下表に示す湧昇流漁場の範囲

設置年度	海 域	採 取 禁 止 区 域
平成10年度	五 島	設置中心点(北緯:32° 53.199' 東経:129° 16.874')から半径3kmの範囲
平成14年度	壱 岐	設置中心点(北緯:33° 51.492' 東経:129° 36.681')から半径6kmの範囲

(注1) 設置中心点の位置は世界測地系に拠る。

(注2) 湧昇流漁場とは、ついたて状の大型構造物を設置することにより人工的に湧昇流を発生させるために整備したものをいう。

別表第4 (その2)

下表に示す人工海底山脈漁場の範囲

設置年度	海 域	採 取 禁 止 区 域
平成12年度	長崎県北部	設置中心点(北緯:33° 28.680' 東経:129° 25.490')から半径6kmの範囲
平成18年度	長崎県北部	設置中心点(北緯:33° 21.160' 東経:129° 10.230')から半径6kmの範囲
平成18年度	長崎県北部	設置中心点(北緯:34° 24.700' 東経:129° 29.160')から半径6kmの範囲
平成19年度	長崎県西部	設置中心点(北緯:32° 51.950' 東経:128° 48.200')から半径6kmの範囲
平成20年度	長崎県西部	設置中心点(北緯:32° 41.400' 東経:129° 40.780')から半径6kmの範囲
平成22年度	長崎県北部	設置中心点(北緯:33° 48.385' 東経:129° 30.664')から半径6kmの範囲
平成23~ 26年度	対馬西	設置中心点(北緯:34° 07.568' 東経:129° 08.599')から半径6kmの範囲

(注1) 設置中心点の位置は世界測地系に拠る。

(注2) 人工海底山脈漁場とは、人工的に湧昇流を発生させるとともに、魚礁としての機能を併せ持つ、ブロック等を積み上げた山脈状のものをいう。

別表第5

(地すべりを助長する区域)

番号	区域名	所在市町村名	関係地方機関
1	大屋地区	佐世保市(鹿町町)	県北振興局
2	上浦地区	佐世保市	
3	宮ノ前地区	佐世保市(鹿町町)	
4	西小串地区	川棚町	

5	小串地区	〃	長崎振興局
6	源代海岸	長崎市(野母崎町)	
7	木場海岸	〃	
8	美砂子海岸	〃	
9	木場海岸	長崎市(三和町)	
10	藤田尾海岸	〃	

(注) 区域を示す図面については、土木部監理課及び関係地方機関において縦覧する。
様式第1号(3関係)

転載・沖積行為届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏名又は名称
(法人にあっては
その代表者の氏名)

印

採取した海砂の転載・沖積をしたいので、下記のとおり届け出ます。

- 1 行為の理由
- 2 行為にかかる数量
- 3 行為の期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 採取船名及び転載船名

長崎県告示第235号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
路線名 251号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市有明町大三東乙278番16地先から 島原市有明町大三東乙278番41地先まで	前	20.3~20.9	73.1	
	後	20.6~42.2	73.1	

長崎県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市針尾東町4番1地先から 佐世保市針尾東町3番1地先まで	前	36.5~65.9	27.4	
	後	56.2~65.9	27.4	

長崎県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市江上町962番8地先から 佐世保市江上町937番2地先まで	前	21.1~24.4	66.7	
	後	20.7~25.1	66.7	

長崎県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 上志佐今福停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市今福町仏坂免字小熊川1361番1地先から 松浦市今福町仏坂免字宮田1020番1地先まで	前	25.9~39.1	21.1	
	後	32.1~43.0	21.1	

長崎県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上県町檜滝字大隅897番1地先から 対馬市上県町檜滝字道ノ隅872番7地先まで	前A	18.3~25.2	82.1	
	後A	37.9~47.2	82.1	
	後B	37.5~47.5	73.6	

長崎県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	佐世保市針尾東町23番1地先から 佐世保市針尾東町3番1地先まで	令和3年3月23日

長崎県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	佐世保市江上町962番8地先から 佐世保市江上町937番2地先まで	令和3年3月23日

長崎県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 上志佐今福停車場線	松浦市今福町仏坂免字小熊川1361番1地先から 松浦市今福町仏坂免字宮田1020番1地先まで	令和3年3月23日

長崎県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市上県町檜滝字道ノ隅872番5地先から 官公有無番地先（対馬市上県町檜滝字大896番4）まで	令和3年3月23日

長崎県告示第244号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			小峰(1)	
	市町名	大字	字	地番
所在地	長崎市	小峰町		89番の一部、90番の一部、91番1の一部、91番2の一部、92番の一部、94番8の一部

長崎県告示第245号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を平成29年4月25日長崎県告示第378号による三川(8)地区急傾斜地崩壊危険区域に追加指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称		三川(8)		
	市 町 名	大 字	字	地 番
所在地	長崎市	三川町		791番2の一部、791番4の一部、791番6の一部、791番10の一部、800番25の一部、800番65の一部、800番79の一部、里道の一部

長崎県告示第246号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																								
<p>1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>取扱部局又はかい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行 新上五島支店</td> <td>南松浦郡新上五島町</td> <td>五島振興局上五島支所、上五島福祉事務所、新上五島警察署、上五島高等学校、中五島高等学校</td> </tr> <tr> <td>九州信用漁業 協同組合連合 会</td> <td>長崎市五島町</td> <td>部局の沿岸漁業改善資金貸付金の支払</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八親和銀行 新上五島支店	南松浦郡新上五島町	五島振興局上五島支所、上五島福祉事務所、新上五島警察署、上五島高等学校、中五島高等学校	九州信用漁業 協同組合連合 会	長崎市五島町	部局の沿岸漁業改善資金貸付金の支払	<p>1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>取扱部局又はかい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行 新上五島支店</td> <td>南松浦郡新上五島町</td> <td>五島振興局上五島支所、上五島福祉事務所、新上五島警察署、上五島高等学校、中五島高等学校</td> </tr> <tr> <td>長崎県信用漁業協同組合</td> <td>長崎市五島町</td> <td>部局の沿岸漁業改善資金貸付金の支払</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八親和銀行 新上五島支店	南松浦郡新上五島町	五島振興局上五島支所、上五島福祉事務所、新上五島警察署、上五島高等学校、中五島高等学校	長崎県信用漁業協同組合	長崎市五島町	部局の沿岸漁業改善資金貸付金の支払
名称	位置	取扱部局又はかい																							
略																									
十八親和銀行 新上五島支店	南松浦郡新上五島町	五島振興局上五島支所、上五島福祉事務所、新上五島警察署、上五島高等学校、中五島高等学校																							
九州信用漁業 協同組合連合 会	長崎市五島町	部局の沿岸漁業改善資金貸付金の支払																							
名称	位置	取扱部局又はかい																							
略																									
十八親和銀行 新上五島支店	南松浦郡新上五島町	五島振興局上五島支所、上五島福祉事務所、新上五島警察署、上五島高等学校、中五島高等学校																							
長崎県信用漁業協同組合	長崎市五島町	部局の沿岸漁業改善資金貸付金の支払																							

公 告

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（成果不整合地域における基準点改測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
対馬市	令和3年2月25日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量（空中写真測量・航空レーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市の一部	令和3年3月19日から 令和3年7月20日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（2級基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市 大瀬戸町 雪浦下郷	令和3年3月9日から 令和3年4月30日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長から公共測量（航空レーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
島原市、南島原市、雲仙市の一部	令和3年2月26日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長から公共測量（航空レーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
島原市、南島原市、雲仙市の一部	令和3年2月26日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年3月23日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

1 検定を行う警備業務の種別及び区分

雑踏警備業務2級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

令和3年6月24日（木）午前10時から午後6時までの間

(2) 場所

長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール

(3) 検定予定人員

20人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 長崎県内に住所を有する者

(2) 長崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申請時間	申 請 先
令和3年3月29日（月）から同年4月7日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、

郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

㍿ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

㍿ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料

13,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話095-820-0110 内線3185）

監査委員公表

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月23日

長崎県監査委員	濱本磨毅穂
同	砺山 和仁
同	浅田ますみ
同	ごうまなみ

令和2年度普通会計定期監査結果(後期)

第1 監査の概要

1 監査対象機関及び実施日

地方自治法第199条第4項の規定による令和2年度後期における普通会計の定期監査を、長崎県監査基準に準拠し、令和2年9月8日から令和3年2月15日までの期間において、119箇所の地方機関(知事部局、県立学校等、警察署)を対象として実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

【監査対象機関】

	地方機関			
	知事部局の地方機関	県立学校等	警察署	計
実地監査	13	26	6	45
書面監査	9	48	17	74
合計	22	74	23	119

2 監査対象期間

原則として令和元年度を対象期間としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和2年度についても監査日までを対象期間とした。

3 監査の観点

監査に当たっては、県の事務事業が法令等に則り適正に行われているか、また、経済性、効率性、有効性は確保されているかの3Eの観点から実施した。

4 基本事項

(1) 収入

- ① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。
- ② 収入未済の解消について、時効の管理を含む債権管理を適切に行い、効率的な回収に取り組まれているか。

(2) 予算の執行

- ① 予算の執行は、適切に行われているか。
- ② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

(3) 契約

- ① 委託業務の実績及び履行の確認が徹底されているか。
- ② 予定価格の積算根拠は、明確かつ適切であるか。
- ③ 委託の成果が有効に活用されているか。

(4) 工事

- ① 工事の計画・設計・施工が、法令等に準拠しているか。適切かつ効率的、経済的に執行されているか。
- ② 設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。
- ③ 入札手続き、契約方法、支出に関する事務処理は適切に行われているか。

(5) 補助金等

- ① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。
- ② 補助事業完了後の書面や現地での履行確認は、必要に応じ適切に行われているか。
- ③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

(6) 物品

- ① 適切な物品の調達・管理が行われているか。
- ② 物品が有効に活用されているか。

(7) 財産の管理

- ① 公有財産等の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 公有財産は、有効に活用されているか。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のおり是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

	計	収入 未済	収入	予算 執行	契約	工事	補助 金等	物品	財産 管理	その他
指摘事項	(65) 60	(11) 8	(3) 6	(8) 1	(20) 23	(1) 1	(0) 0	(19) 13	(3) 8	(0) 0
指導事項	(161) 145	(3) 4	(13) 6	(36) 10	(33) 69	(1) 2	(3) 2	(45) 37	(24) 12	(3) 3
意見	(3) 3	(1) 0	(0) 0	(1) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(0) 1	(0) 0
合計	(229) 208	(15) 12	(16) 12	(45) 11	(53) 93	(2) 3	(3) 2	(65) 51	(27) 21	(3) 3

単位:件

()は令和元年度後期監査結果件数

今回は、特に「契約」に関して予定額の積算や履行状況などに加え、燃料類の単価契約に留意して監査した結果、「契約」が40件、増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1)指摘事項

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③収入確保に適切な措置を要するもの
- ④予算を目的外に支出しているもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2)指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3)意見

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 収入未済について(指摘8件、指導4件)

税外未収金において、収入未済が長期化して時効期間満了となった事例や、債務者の死亡により回収が困難となっている事例等が認められたので、引き続き適正な債権管理を行い、個別状況に応じた早期の対応に努めるなど効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めるべきである。

(2) 収入について(指摘6件、指導6件)

漁港施設使用料等において、納付が遅延しているにもかかわらず督促を行っていない事例や、証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

(3) 予算の執行について(指摘1件、指導10件)

水道料金が大きく増加したにもかかわらず、原因の確認を行わないまま1年半にわたり過大な水道料を支払い、また、水道管理者への減免の手続きを行っていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 契約について(指摘23件、指導69件)

産業廃棄物の処分を許可を有していない業者に業務を委託している事例や、消防施設等点検業務委託において、複数年にわたり不具合等が報告されているにもかかわらず対応がなされていない事例、清掃作業委託において、仕様書に記載された作業内容(日数)と異なる作業を受託者へ依頼し、実際の作業日数ではなく、仕様書に合わせて実績報告書を作成するように指示している事例のほか、複数の県立高校の燃料類単価契約において価格変動に応じた単価変更を行っていないなど、適正を欠く事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(5) 工事について(指摘1件、指導2件)

砂防工事の変更契約において、週休2日補正係数を算入せずに誤って設計額を積算している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(6) 補助金等について(指摘0件、指導2件)

負担金の支出において、必要な添付書類の確認が不十分なまま処理している事例が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(7) 物品について(指摘13件、指導37件)

物品管理簿等の点検・照合は実施しているものの、物品の所在不明や配置場所の不一致が多数発生している事例や、貸出簿の記載や確認が不十分であったため、教師用の情報端末1台が紛失している事例、備品である空気調和装置がないものと誤認し、物品管理システムで不用決定決議を行っている事例などが認められた。

物品取扱規則や各種通知等に基づき、適正な物品の調達・管理に努めるべきである。

(8) 財産の管理について(指摘8件、指導12件)

風力発電装置等で故障が長期間放置されており、当初期待した効果が十分に発現されていない事例が認められた。

また、港湾施設等の目的外使用許可等において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない事例が多数認められたので、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

(9) その他(指摘0件、指導3件)

出納員引き継ぎにおいて、現金出納簿における出納員引き継ぎ処理がされていない事例が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

1 総務部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等)

[五島振興局管理部税務課、壱岐振興局管理部税務課、対馬振興局管理部税務課]

2 地域振興部

(1) 収入

事実の証明手数料に係る証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない。

[対馬振興局管理部総務課]

(2) 契約

長崎県公舎建築物及び建築設備点検業務委託(五島市地区)において、契約保証金の免除ができる事業者であることから、契約保証金を徴していないが、免除の手続きを行っていない。

[五島振興局管理部総務課]

(3) 物品

廃止された公印の物品不用決定が著しく遅延している。 [五島振興局管理部総務課]
(農林部に再掲)

3 県民生活環境部

(1) 契約

雨漏り・水漏れ調査を発注しているにもかかわらず、その調査結果を待つことなく、実際には原因ではなかった緑化事業で設置した設備が原因であるとして、その一部を廃棄している。また、設備を処分するにあたって、産業廃棄物処理業の許可を有していない業者に行わせているなど、産業廃棄物の処分にかかる手続きが不適切である。

[環境保健研究センター]

(2) 財産の管理

風力発電装置及び太陽光発電装置で、故障が長期間放置されており、当初期待した効果が十分に発現されていない。(3E) また、従物内訳書が更新されていないものがある。

[環境保健研究センター]

4 福祉保健部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

(生活保護費返還金等)[西彼福祉事務所、上五島福祉事務所]

(障害福祉使用料等)[こども医療福祉センター]

(2) 契約

① 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業業務委託において、仕様書に効果測定

の項目を定めているがそのデータ等を提出させておらず、十分な事業評価が行われていない。 [西彼福祉事務所]

- ② 地方講演会開催事務委託において、施行伺に積算根拠が添付されておらず不明確である。また、契約期間外の費用を含め委託料を支出している。

[長崎こども・女性・障害者支援センター]

- ③ 麻酔器の定期点検及び緊急保守を内容とする業務委託において、予定額を総額のみで設定しており、積算根拠が不明確である。また、年度末まで緊急保守業務が継続するにもかかわらず、契約書に定期点検完了後に契約額の全額を請求できる条項を設け、年度途中で全額を支払っている。

[こども医療福祉センター]

5 水産部

(1) 収入

漁港施設使用料ほかについて、納付が遅延しているものの督促を行っていない。

[五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

(2) 契約

- ① 漁業調査船用燃料(A重油)単価契約において、代行給油の業者以外の者から給油を受けており、また代行給油の場合の品質確認を行っていない。 [総合水産試験場]
- ② 展示水槽保守点検業務において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、契約どおりに業務が実施されているか確認していない。また、令和2年度の契約においても履行の確認が十分でなく、適正な業務の指導・監督が行われていない。 [総合水産試験場]

(3) 物品

昨年度の監査での指導にもかかわらず、毒物劇物が一般の試薬と同じ場所に保管されている。また、管理簿に登録されないまま保有している劇物がある。

[総合水産試験場]

(4) 財産の管理

- ① 漁港施設等の目的外使用許可等において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。 [五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]
- ② 漁港施設占用許可において、許可期間満了後、県の土地に建物等が残されたままになっている。 [五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

6 農林部

(1) 収入

木材業者及び製材業者登録証の交付事務において、有効期限を誤っており、再発行などの是正措置が取られていない。 [対馬振興局農林水産部林業課]

(2) 契約

野菜温室自動カーテン改修工事において、入札保証金を免除できるにもかかわらず、特段の理由もなく徴している。また、契約保証金について、契約額(税込み)の10%以上を徴すべきところ、納付額が不足している。 [農業大学校]

(3) 物品

- ① 公用車等運転確認簿による所属長等の確認及び記録が行われていないものがある。また、日常点検が行われていないものがある。

[県央振興局農林部長崎地域普及課、諫早地域普及課、大村・東彼地域普及課、農業企画課]

- ② 消耗品出納簿に登録されていない劇物がある。

[県央振興局農林部諫早地域普及課]

- ③ 水位計等について、使用見込みがないにもかかわらず具体的な処分方法が検討されていない。また、借入期間を過ぎたパソコン等の返却が遅延している。

[県央振興局農林部検査課、農村整備課、諫早湾干拓堤防管理事務所]

- ④ 廃止された公印の物品不用決定が著しく遅延している。

[五島振興局農林部家畜衛生課]

- ⑤ 故障等により使用見込みのない重要物品や管理簿に登録されないまま置かれている物品等について、具体的な処分の検討がされていない。 [農林技術開発センター]

7 土木部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

(港湾施設使用料等) [五島振興局建設部管理・用地課]

(過払い報酬の返還金)[対馬振興局管理部総務課]

(2) 収入

- ① 港湾施設目的外使用許可及び調定において、実際の決裁日より大幅に遡って処理を行っている。 [五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

- ② 公文書の写しの交付手数料に係る証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない。 [対馬振興局建設部上県土木出張所]

(3) 契約

- ① 船津ダム浄化槽保守点検業務において、契約が遅延している。また、浄化槽点検期間が適切でない。 [県央振興局建設部河港課]

- ② 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託について、見積徴取時に業者の資格の確認を行っていない。 [五島振興局建設部道路課]

③ 琴石川通常砂防工事他(監督補助業務委託)において、対象工事の件数が大幅に減少したにもかかわらず、業務量は変わらないとして減額等の検討を行っていない。
[五島振興局建設部河港課]

④ 福江ダム水質分析業務において、契約書が省略できる建設関連業務委託でないにもかかわらず、契約書を作成していない。 [五島振興局建設部福江ダム管理事務所]

(4) 工事

浜田川通常砂防工事(法面工)の変更契約において、労務費と機械経費に係る補正係数を算入せずに誤って設計額を積算している。
[壱岐振興局建設部建設課]

(5) 物品

① 水防倉庫にある丸太について、台帳と実際の保管数量が異なっている。また、同倉庫に保管されている信号機について、物品登録がなされていない。さらに、同敷地内に保管されている電動ホイストについて、物品の管理者等が把握していない。
[五島振興局上五島支所建設部管理・用地課、建設課]

② 融雪剤として使用する塩化カルシウムについて、在庫の中には湿気等により固まって使用に支障があるものが多数生じている。
[壱岐振興局建設部建設課]

(6) 財産の管理

① 港湾施設等の目的外使用許可等において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。
[五島振興局建設部管理・用地課]

② 有川港他2箇所において、長年占用許可を取ることなく放置された船舶の所有者に対し、十分な対応が取られていない。 [五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

③ 港湾施設の目的外使用許可において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。
[壱岐振興局建設部管理・用地課]

④ 壱岐空港において、工作物設置許可が行われていないカメラ等が設置されている。
[壱岐振興局建設部空港管理事務所]

8 教育庁

(1) 収入

長崎市道の道路区域内にある電柱等について、誤って使用許可を行っている。
[長崎工業高等学校]

(2) 予算の執行

水道料金が大きく増加しているにもかかわらず、原因の確認を行わないまま、1年半にわたり漏水による過大な水道料金を支払っている。また、その過大に支払った水道料金について、減免の手続きを行っていない。
[川棚高等学校]

(3) 契約

- ① 職員住宅ベランダ手すり等改修において、契約保証金免除の要件を満たしていないにもかかわらず、契約保証金を徴していない。 [大村高等学校]
- ② 委託にかかる契約書等について、検印を受けることなく公印を押印している。 [豊玉高等学校]
- ③ 蛍光管等の処分において、処理方法を産業廃棄物とすべきところ、一般廃棄物として
いる [国見高等学校]
- ④ 職員住宅ブロック塀改修工事の請負契約において、契約保証金を徴していない。 [北松西高等学校]
- ⑤ 牛の配合飼料購入(単価契約)について、生乳の買取を条件としているため、契約の
相手方が特定されることを知りながら、これまで見積辞退している業者へ引き続き見積
執行通知を行っている。 [島原農業高等学校]
- ⑥ 消防設備等点検業務委託において、複数年にわたり防排煙設備の不作動が報告さ
れているにもかかわらず、対応が遅れている。また外壁打診調査業務委託におい
て、不良箇所に係る修繕費用等の検討が行われていない。 [諫早商業高等学校]
- ⑦ 植木管理等業務委託において、誤った内容で契約締結後、担当者のみで判断で契
約書の差替えを行っている。 [長崎明誠高等学校]
- ⑧ 一般廃棄物収集運搬処分業務委託において、FAX 見積が同価であった業者にくじを
引かせる手続を誤っている。 [長崎特別支援学校]
- ⑨ プール清掃業務委託において、産業廃棄物(汚泥)の処分の許可が無い業者に業務
を委託している。 [桜が丘特別支援学校]

(4) 物品

- ① 施錠設備がなく、「医薬用外劇物」の表示がない冷蔵庫に、一般薬品と一緒に保管さ
れている劇物がある。 [諫早東高等学校]
- ② 物品の所在不明や配置場所の不一致が多数発生しており、点検等の物品の管理が
不十分である。 [対馬高等学校]
- ③ 昨年度の監査での指摘にもかかわらず、生産品出納簿において生産品数量が管理さ
れておらず、受入・払出の適正な管理が行われていない。 [島原農業高等学校]
- ④ 教師用の情報端末1台が紛失しており、物品の管理が不十分である。 [鶴南特別支援学校]

(5)財産の管理

合宿所(県有財産)の管理において、光熱水費を私費会計(同窓会館運営費)で負担させているが、その根拠が不明確である。 [島原翔南高等学校]

9 警察本部

(1)契約

① 島原警察署庁舎清掃作業委託において、仕様書に記載された作業内容(日数)と異なる作業を受託者へ依頼している。また、実際の作業日数ではなく、仕様書に合わせて実績報告書を作成するように指示している。 [島原警察署]

② 消防用設備等点検業務委託において、避難はしご交換及び消火器具が不良との点検結果報告があっていたにもかかわらず、対応がなされていない。 [五島警察署]

(2)物品

物品の点検・照合の際に、備品である空気調和装置がないものと誤認し、物品管理システム上、不用決定決議を行っている。 [時津警察署]

第4 意見

今期の監査では、物品において、前期に引き続き、長期間放置され今後も使用見込みのない備品等について具体的な処分等の検討がされていないなどの事例や、毒物劇物について改善傾向はみられるものの、一部においてはなお適正に管理されていない事例が見られた。

また、業務委託において、仕様書に業務の実施回数等を示していない事例や、仕様で定めた業務の内容について業務完了報告書で確認が十分できていない事例が見られた。

そのほかにも多額の予算を使用して設備を導入したものの、当初期待した効果が十分に発現されないまま長期間放置されている事例も見られたため、事業の本来の目的を常に念頭において効果的な事業の実施を求めたい。

なお、特に速やかな改善・検討などが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1)放置廃船について

港湾・漁港施設の放置廃船対策については、現地確認や撤去指示等が行われているものの、後期監査においても多数の放置廃船が確認されている。

これら放置廃船は、港湾・漁港施設の適正な管理に支障を及ぼすのみならず、沈没して、施設管理者である県による引き上げが必要になる場合もあり、収入未済発生の一因ともなっている。

また、所有者を把握していながら、十分な対応がなされない間に、所有者が死亡してしまう

事例も生じており、遅滞なく対応を行うことが不法占用の減少に繋がるものとする。

本庁所管課においては、港湾・漁港施設の適正な管理の為、個別具体的な方針を定め早期対応に努めるよう関係地方機関へ周知徹底されたい。 [漁港漁場課、港湾課]

(2) 燃料類の単価契約について

LPガス等の燃料単価契約においては、年間を通して価格が大きく変動する可能性のあるにも関わらず、市場価格の変動に基づく契約単価の変更について、取扱いを定めていない事例や、取扱いは定めているものの、契約単価の変更手続きを行う目安となる価格の変動幅等の基準を設けていない事例が確認された。これらの契約の場合、市場価格が大きく変動した場合においても、変更契約は行われていない。

さらに、契約書自体の内容に問題はないが、契約内容に沿った市場価格の変動の把握を怠っている事例も見受けられた。

本庁所管課においては、LPガス等燃料契約単価の変更について、契約変更を協議すべき変動幅の考え方などを示すとともに、各県立学校における契約事務の適正化について周知徹底されたい。 [教育環境整備課]

(3) 寄贈品及び県費外購入等物品について

県立学校においては、PTAや同窓会等が購入した物品が多く存在しており、これらの物品は、寄贈品として県有となっているものと、PTA等の所有のまま管理をしているものがある。後者については、「長崎県立高校における県費外購入等物品に関するガイドライン」により、県費外購入等物品であることの表示を行うことや、管理物品の一覧表を作成することが求められている。

これらの管理状況を確認したところ、寄贈を受けたものの寄付受納の手続きがとられているか確認できない事例や、県費外購入等物品であることの表示が行われていない事例、管理物品の一覧表が現状と大きく異なっている事例等が散見された。

本庁所管課においては、寄贈品等の速やかな寄付受納の手続き、並びに、県費外購入等物品のガイドラインに基づく適正な管理について、県立学校へ周知徹底されたい。

[教育環境整備課]

(別紙)

1 実地監査

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員	
[振興局]			
県央振興局	令和2年12月23日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
五島振興局	令和2年11月17日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
五島振興局上五島支所	令和2年11月18日	濱本磨毅穂	浅田ますみ
杵岐振興局	令和2年11月5日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
対馬振興局	令和2年11月6日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
[県民生活環境部関係]			
環境保健研究センター	令和3年1月14日	砺山 和仁	浅田ますみ
[福祉保健部関係]			
西彼福祉事務所	令和3年1月22日	濱本磨毅穂	浅田ますみ
東彼・北松福祉事務所	令和3年1月28日	濱本磨毅穂	浅田ますみ
子ども医療福祉センター	令和3年1月21日	濱本磨毅穂	ごうまなみ
[子ども政策局関係]			
開成学園	令和3年1月22日	濱本磨毅穂	浅田ますみ
[産業労働部関係]			
長崎高等技術専門学校	令和3年1月21日	砺山 和仁	浅田ますみ
[水産部関係]			
総合水産試験場	令和3年1月21日	砺山 和仁	浅田ますみ
[農林部関係]			
農林技術開発センター	令和3年1月21日	濱本磨毅穂	ごうまなみ
[教育庁関係]			

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
対馬歴史研究センター	令和2年11月6日	砺山 和仁 浅田ますみ
長崎図書館	令和3年1月14日	砺山 和仁 浅田ますみ
長崎西高等学校	令和3年1月22日	砺山 和仁 ごうまなみ
長崎南高等学校	令和3年1月22日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
長崎北高等学校	令和3年1月22日	砺山 和仁 ごうまなみ
佐世保南高等学校	令和3年1月28日	砺山 和仁 ごうまなみ
諫早高等学校	令和3年1月21日	濱本磨毅穂 ごうまなみ
諫早東高等学校	令和3年1月15日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
大村高等学校	令和3年1月14日	砺山 和仁 浅田ますみ
豊玉高等学校	令和2年11月6日	濱本磨毅穂 ごうまなみ
壱岐高等学校	令和2年11月5日	砺山 和仁 浅田ますみ
五島高等学校	令和2年11月18日	砺山 和仁 ごうまなみ
大崎高等学校	令和3年1月14日	濱本磨毅穂 ごうまなみ
口加高等学校	令和3年1月15日	砺山 和仁 ごうまなみ
川棚高等学校	令和3年1月29日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
長崎工業高等学校	令和3年1月22日	砺山 和仁 ごうまなみ
佐世保工業等学校	令和3年1月28日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
島原工業高等学校	令和3年1月15日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
諫早商業高等学校	令和3年1月15日	砺山 和仁 ごうまなみ
壱岐商業高等学校	令和2年11月5日	濱本磨毅穂 ごうまなみ
佐世保東翔高等学校	令和3年1月28日	砺山 和仁 ごうまなみ
平戸高等学校	令和3年1月29日	砺山 和仁 ごうまなみ

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
島原翔南高等学校	令和3年1月15日	砺山 和仁 ごうまなみ
諫早高等学校附属中学校	令和3年1月21日	濱本磨毅穂 ごうまなみ
川棚特別支援学校	令和3年1月29日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
桜が丘特別支援学校	令和3年1月29日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
[警察署関係]		
時津警察署	令和3年1月14日	濱本磨毅穂 ごうまなみ
西海警察署	令和3年1月14日	濱本磨毅穂 ごうまなみ
島原警察署	令和3年1月15日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
早岐警察署	令和3年1月28日	砺山 和仁 ごうまなみ
相浦警察署	令和3年1月28日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
江迎警察署	令和3年1月29日	砺山 和仁 ごうまなみ

2 書面監査

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
-------------	---------	---------

[総務部関係]

東京事務所	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
-------	-----------	-------

[県民生活環境部関係]

川棚食肉衛生検査所	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
-----------	-----------	-------

[福祉保健部関係]

上五島福祉事務所	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎こども・女性・障害者支援センター	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保こども・女性・障害者支援センター	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

[産業労働部関係]

佐世保高等技術専門校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
------------	-----------	-------

[農林部関係]

農業大学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
肉用牛改良センター	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

[土木部関係]

石木ダム建設事務所	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
-----------	-----------	-------

[教育庁関係]

埋蔵文化財センター	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎東高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎北陽台高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保北高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保西高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
宇久高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
島原高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
西陵高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
猶興館高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
松浦高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
対馬高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
上対馬高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
五島南高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
奈留高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
西彼杵高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
国見高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
小浜高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
波佐見高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
北松西高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
上五島高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
中五島高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
島原農業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
諫早農業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
北松農業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
西彼農業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
鹿町工業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保商業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
島原商業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎鶴洋高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎明誠高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
大村城南高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
五島海陽高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
清峰高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
鳴滝高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保中央高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎東中学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保北中学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
盲学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
ろう学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
島原特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
虹の原特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
鶴南特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
希望が丘高等特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
諫早特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
諫早東特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
大村特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
-------------	---------	---------

[警察署関係]

長崎警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
大浦警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
稲佐警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
浦上警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
諫早警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
雲仙警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
南島原警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
大村警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
川棚警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
松浦警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
平戸警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
五島警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
新上五島警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
壱岐警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
対馬南警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
対馬北警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

令和2年度財政援助団体等監査 監査結果

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、かつ、長崎県監査基準に準拠し、令和2年度財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

(1) 監査の対象

令和元年度に財政的援助等を行った、別紙記載の35団体

(2) 監査の着眼点

財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査した。

(3) 監査の実施内容

実地監査及び書面監査により実施。(詳細は別紙のとおり)

ア 監査年月日

実地監査：令和2年9月3日～令和3年1月29日

書面監査：令和3年2月15日

イ 監査委員

瀨本 磨毅穂、砺山 和仁、浅田 ますみ、ごう まなみ

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動内容については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正、改善または検討を要する事項が認められたので、該当した団体についての適切な指導を主務課に求めるとともに、主務課に対するものについては直接是正等を求めた。

2 指摘事項等件数

区 分	指 摘 事 項		指 導 事 項		意 見		合 計	
	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数
団体に対するもの	12	23	22	59	12	13	26	95
主務課に対するもの	2	3	4	5	0	0	5	8
合 計	—	26	—	64	—	13	—	103

※1 合計欄の団体数については、重複分を除いている。

※2 監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項 ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの

- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性・効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項 指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

- (3) 意見
- ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
 - ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

3 指摘事項及び意見

(1) 学校法人 聖母の騎士学園

指摘事項

ア 収納現金の処理について

聖母の騎士幼稚園において、当法人の会計業務規定では、収納した金銭を直接支払いに充当することはできないと規定されているが、子育て支援センターの利用者から徴収した参加者負担金を銀行に預入れすることなく直接支払いに充当している事例が見受けられる。

適切な会計処理を行うこと。

(2) 長崎空港ビルディング株式会社

意見

ア 経営状況について

長崎空港の乗降旅客数は国内線・国際線合わせて 3,159,036 人で、2～3月の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度から

110,451人減少したが、過去3番目に高い実績となった。

一方、当年度の決算は、売上高が5,088,455千円で、営業利益は305,111千円、経常利益は319,606千円と、前年度比で減収減益となり、当期純利益も202,484千円と、前年度に比べ減少しているが、8期連続で黒字を確保している。

しかし、法人が策定している中期経営計画（令和元年度～令和3年度）で、初年度となる当年度は、売上高、営業利益及び売上高営業利益率すべてで計画を下回っており、新型コロナウイルス感染症拡大による乗降旅客数の減少等で、来年度以降も経営への影響が懸念される。

新たな経営環境を踏まえた計画（戦略）の見直しについて検討されたい。

○長崎空港乗降旅客数の推移 (単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R元
旅客数	3,107,618	2,996,719	3,158,442	3,269,487	3,159,036
内訳	国内線	2,961,088	3,104,880	3,200,903	3,092,067
	国際線	49,817	35,631	53,562	68,584

○損益計算書 (単位:千円)

科 目	令和元年度	平成30年度	増減
売上高 ①	5,088,455	5,318,961	△ 230,505
売上原価 ②	2,127,565	2,283,364	△ 155,799
販売費及び一般管理費 ③	2,655,779	2,566,042	89,736
営業損益 ④=①-②-③	305,111	469,554	△ 164,442
営業外収益 ⑤	16,634	13,983	2,651
営業外費用 ⑥	2,139	84	2,054
経常損益 ⑦=④+⑤-⑥	319,606	483,452	△ 163,846
特別利益 ⑧	42,600	8,501	34,098
特別損失 ⑨	71,153	54,759	16,394
税引前当期純損益 ⑩=⑦+⑧-⑨	291,053	437,194	△ 146,141
法人税、住民税及び事業税 ⑪	99,307	113,988	△ 14,680
法人税等調整額 ⑫	△ 10,738	20,742	-
当期純利益 ⑬=⑩-⑪-⑫	202,484	302,463	△ 99,979

(注) 単位未満切捨てのため、合計、増減が一致しない場合がある。

○中期経営計画と実績(令和元年度分)

	計画(A)	実績(B)	差(B)-(A)
売上高(百万円)	5,827	5,438	△ 389
営業利益(百万円)	361	305	△ 56
売上高営業利益率	6.2%	5.6%	△ 0.6%

(注) 内部取引除外前の数字のため、売上高(実績)は決算の数字と一致しない。

(3) 公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団

指 摘 事 項

ア 立替払いについて

物品の購入を行う際に、職員が経費を一旦立替え、後日、当該職員に小口現金から支出している事例が複数みられる。

やむを得ない場合を除き、請求書払いの活用など適正な会計処理を行うこと。

意 見

ア 経営状況について

当法人の当年度の収支は、経常収益が719,973千円、経常費用が716,343千円で、法人税等を加味した当期一般正味財産増減額は3,559千円の黒字であり、この結果、当年度の正味財産期末残高は6,571千円となっている。

一方で、収益目的事業会計は、カフェ事業の収支の悪化により、337千円の赤字となっていることから、今後の法人経営を安定させ、公益事業の収支相償を確保するため、収益事業の黒字化を図られたい。

正味財産増減計算書

(単位:千円)

勘定科目		令和元年度				平成30年度		
		公益目的事業会計	収益目的事業会計	法人会計	合計			
一般正味財産	経常増減	事業収益	117,367	243,330		360,698	136,307	
		受取負担金	324,480	21,519	10,193	356,192	353,919	
		雑収益等	2,868	215		3,083	2,081	
		経常収益計	444,715	265,064	10,193	719,973	492,307	
		事業費	440,546	265,391		705,937	492,480	
		管理費			10,193	10,193	10,110	
		引当金繰入額	203	10		213	100	
	増減外	経常外増減	経常費用計	440,749	265,401	10,193	716,343	502,690
			当期経常増減額	3,967	△ 337	0	3,630	△ 10,383
		経常外収益					0	
		経常外費用					0	
		当期経常外増減額	0	0	0	0	0	
		他会計への繰出額					0	
税引前正味財産増減額		3,967	△ 337	0	3,630	△ 10,383		
法人税、住民税及び事業税			71		71	472		
当期一般正味財産増減額		3,967	△ 408	0	3,559	△ 10,855		
一般正味財産期首残高		△ 23,429	18,941	0	△ 4,488	6,366		
一般正味財産期末残高		△ 19,463	18,533	0	△ 929	△ 4,488		
指定正味財産	当期指定正味財産増減額		0	0	0	0		
	指定正味財産期首残高		7,500			7,500	7,500	
	指定正味財産期末残高		7,500	0	0	7,500	7,500	
正味財産期末残高		△ 11,963	18,533	0	6,571	3,012		

※単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

収益事業の推移

(単位:千円)

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
カフェ事業	収益	18,225	16,415	16,147	16,842
	費用	18,003	16,387	17,135	21,786
	損益額	222	28	△ 988	△ 4,944
ショップ事業	収益	49,859	64,459	46,266	224,049
	費用	39,744	62,613	43,963	220,816
	損益額	10,115	1,846	2,303	3,233
その他収益事業	収益	1,955	4,425	6,980	4,499
	費用	651	1,431	4,148	3,125
	損益額	1,304	2,994	2,832	1,374
損益額合計		11,641	4,868	4,147	△ 337

(4) 特定非営利活動法人 Fine ネットワークながさき 意 見

ア 施設の利用状況について

当法人は、県民ボランティア活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア活動に関する情報誌やパンフレットの発行、ながさきボランぼネットやメールマガジンを活用した情報提供等を行うなど、利用について広く周知に努めているが、当年度の施設利用者数は、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。

また、メルマガ読者数について、当年度は昨年度より増加しているものの、目標読者数を達成していない。

今後とも、メールマガジンの発信やイベントの企画等を通じ、センター利用の周知を図るなど、さらなる利用促進に努めるべきである。

○利用者数の推移 (単位:人)

	H30	R1
目標	23,000	23,000
実績	24,557	19,710
差	1,557	△ 3,290

○メルマガ読者数の推移 (単位:人)

	H30	R1
目標	1,189	1,223
実績	1,173	1,190
差	△ 16	△ 33

(5) 一般社団法人 長崎県視覚障害者協会 意 見

ア 施設の利用状況について

当法人は、長崎県視覚障害者情報センターにおいて、ホームページ等による周知のほか、市町福祉関係窓口、長崎県眼科医会、盲学校等関係機関への働きかけを通じ、当施設の利用促進を図っている。

しかしながら、当年度における蔵書等（視覚障害者のための情報総合ネットワーク「サピエ」によるダウンロードも含む）の貸出数は、前年度に比べ減少しており、当年度の目標値も達成していない。

今後とも広報の充実や利用者のニーズの把握などを図り、なお一層の利用促進に取り組むべきである。

サピエ・蔵書・雑誌の貸出実績の推移

(単位:タイトル)

項 目		H29	H30	R01
サ ピ エ 実 績	録音図書(データ)	22,092	22,555	18,383
	テキストデージー	3,351	2,048	3,384
	点字図書(データ)	13,612	10,422	9,849
	計	39,055	35,025	31,616
蔵 書 実 績	録音図書(CD)	6,727	6,709	6,555
	録音図書(テープ)	101	47	51
	点字図書	694	742	676
	計	7,522	7,498	7,282
雑 誌 実 績	録音図書(CD)	20,544	20,108	19,127
	録音図書(テープ)	667	777	789
	点字図書	3,072	2,980	3,214
	計	24,283	23,865	23,130
実 績 合 計		70,860	66,388	62,028
サピエ・蔵書・雑誌に係る 貸出目標値			64,013	67,017

(6) 一般社団法人 長崎県ろうあ協会

意 見

ア 施設の利用状況について

当法人は、長崎県聴覚障害者情報センターにおいて、聴覚障害者及び家族支援のため、字幕・手話入りビデオ・DVDの制作や貸出、各種相談やIT講習会等の実施で、当施設の利用促進を図っている。

しかしながら、当年度における当センターの利用者数は6,353人であり、目標値6,624人を下回っている。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月から部屋の貸し出し制限やふれあいの場として定着している「みみ倶楽部」を中止したことにより利用者が減少したことも一因ではあるが、利用者のニーズをより一層把握して、参加者が少ない事業を見直すなど、引き続きセンターの利用促進に取り組まれない。

長崎県聴覚障害者情報センター利用者数の推移

(単位:人)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ビデオ 貸出	533	475	468
ビデオ 郵送	-	-	75
ビデオ 視聴	265	284	185
施設見学者	116	116	101
フリースペース	1,417	1,524	1,563
窓 口	1,480	1,642	1,229
相 談	89	117	87
ビデオを観る会	16	5	5
みみ倶楽部(センター)	157	134	165
みみ倶楽部(出張等)	97	108	72
会場利用	2,460	2,463	2,403
合 計	6,630	6,868	6,353
目 標 値	6,532	6,516	6,624

(7) 長崎県食料産業クラスター協議会**指摘事項****ア 契約事務について**

長崎県食料産業活性化促進事業費補助金事業のなかで、当団体が契約した「第54回スーパーマーケット・トレードショー2020における展示ブース設営等業務委託」において、委託契約書記載の金額から請求金額が増額され支出しているが、その変更契約の意思決定に関する書類が当団体に残されていない。

適正な事務処理を行うこと。

(8) 特定非営利活動法人 長崎海洋産業クラスター形成推進協議会**指摘事項****ア 補助金で取得した財産の処分について**

平成28年度海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金により取得した「試験用双胴型供試模型船」について、耐用年数期間内に県に無断で廃棄処分を行っている。

適切に承認手続きを行うこと。

(9) 職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会**指摘事項****ア 支出の承認について**

経理責任者の事前承認を得ず支出している経費がある。

適正な事務処理を行うこと。

イ 銀行使用印の管理について

当法人の会計処理規程では、銀行使用印等金銭に係る重要物件については経理責任者が管理・保管するようになっているが、経理担当者が管理・保管している。

適正な管理を行うこと。

ウ 認定訓練助成事業費補助金に係る訓練時間数について

当法人は、県から認定訓練助成事業費補助金の交付を受け、木造建築科等の訓練を実施している。

同補助金は、職業能力開発促進法に基づき長崎県知事から認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を実施する中小企業事業主等に対して交付するものとされている。

当法人が認定職業訓練として実施している木造建築科については、職業能力開発促進法施行規則により、教科ごとに最低限必要と

する訓練時間数等が定められており、また、訓練時間数等に変更があった場合にはすみやかに県に届け出なければならないとされている。

今回、次のとおり是正すべき点が認められる。

(ア) 変更届の提出について

当法人は、平成5年3月付けの変更届で届け出していた教科ごとの訓練時間数を変更していたが、当該変更を県に届け出していない。

県が適正に認定職業訓練の認定が行えるよう、すみやかに県に届け出ること。

(イ) 訓練時間数の確保について

当法人が認定職業訓練として実施した木造建築科について、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等を満たしていない状況となっている。

認定職業訓練として認められない場合は補助事業の対象としないことから、教科ごとに最低限必要な訓練時間数等を確保すること。

エ 認定訓練助成事業費補助金の交付申請について

認定訓練助成事業費補助金実施要綱では、同補助金の交付申請書に添付する様式第1号に「訓練生数が3人未満の訓練科目については、理由及び過去2年間における補助対象訓練生数一覧を添付すること」との注意書きが付されている。

しかし、当法人は、補助金申請書の提出に当たり、主務課の了解なく、注意書き中の「3人未満」を「2人未満」に書き換えて提出していた。

実施要綱等に基づき、適正な交付申請を行うこと。

オ 教務職員の給与について

補助対象経費である教務職員の給与について、雇入通知書に記載された月給130,000円ではなく143,000円が支給されており、また、月給3か月分の賞与が支給されている。

当法人の「給与及び旅費規程」によれば、昇給及び賞与の額は、いずれも理事会に諮り理事長が決めることとされているが、それらを決定した人事記録がなく、昇給及び賞与の額を決定したことが確認できない状態であり、また、理事会の議事録も残されていない。

理事会に諮り理事長が決めたということが確認できる資料を作

成・保存しておくこと。

指摘事項（対象：雇用労働政策課）

ア 認定訓練助成事業費補助金に係る訓練時間数について

職業訓練法人長崎県央職業訓練協会は、県から認定訓練助成事業費補助金の交付を受け、木造建築科等の訓練を実施している。

同補助金は、職業能力開発促進法に基づき長崎県知事から認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を実施する中小企業事業主等に対して交付するものとされている。

当法人が認定職業訓練として実施している木造建築科については、職業能力開発促進法施行規則により、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等が定められており、また、訓練時間数等に変更があった場合にはすみやかに県に届け出なければならないとされている。

今回、当法人において以下の事態が見受けられる。

(ア) 変更届の提出について

当法人は、平成5年3月付けの変更届で届け出していた教科ごとの訓練時間数を変更していたが、当該変更を県に届け出していない。

(イ) 訓練時間数の確保について

当法人が認定職業訓練として実施した木造建築科について、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等を満たしていない状況となっている。

当法人に対して、すみやかに変更届を提出させるとともに認定職業訓練の要件を満たすよう適切に指導し、効果的な訓練が行われているか随時把握すること。

意 見

ア 施設の利用状況について

当法人は、長崎県立諫早技能会館において、近隣市町に対する生徒募集ポスターの掲示や広報誌への登載依頼などのほか、主催イベントとして「親子ものづくり体験教室」の開催、小学校・中学校、公民館での体験教育の実施など利用促進に努めている。

しかしながら、当年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより利用者数が前年度より減少しており、目標値も下

回っている。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行ったうえで、利用者のニーズの把握、広報の充実、イベントの開催などを行いながら、なお一層の利用促進に取り組むべきである。

諫早技能会館使用状況の推移

(単位：人、%)

区 分		H29	H30	R01
目 標		16,899	16,559	16,826
実績	第三者利用	8,761	10,941	11,023
	一般利用団体	1,545	2,347	2,891
	技能関係団体	7,216	8,594	8,132
	減免団体	7,233	5,653	4,903
	計	15,994	16,594	15,926
対前年比(%)		—	103.8	96.0
対計画比(%)		94.6	100.2	94.7

(10) 株式会社 長崎県漁業公社

指摘事項

ア 現金の照査について

金銭出納簿と現金との照査は、担当者が毎日実施し、検印を押印しているが、当法人の経理規程では、経理責任者（または委任を受けた課長若しくは課長代理）が実施するようになっている。

経理規程に基づいた事務処理を行うこと。

イ 売掛金の解消等について

過年度売掛金について、当年度の新たな発生はなく、1件完納しているが、まだ5,459千円残っているので、引き続き解消に努めること。

また、売掛金の債権管理について、前回の監査での指摘にもかかわらず、相手先の状況や相手先との折衝記録等が適正に記載された管理台帳が整備されていないので、適切な債権管理を行うこと。

ウ 「種苗生産及び養成事業」及び「栽培センター受託事業」に係る販売費及び一般管理費の按分について

前回の監査での指導にもかかわらず、部門別損益計算書の販売費及び一般管理費について、「種苗生産及び養成事業」及び「栽培センター受託事業」に共通して発生する経費が、「栽培センター受託事業」の営業損益がゼロとなるように逆算して按分計算されているため、当該2事業の部門別損益計算書が各実績を正確に表示していない。

費用の按分に当たっては、合理的な配賦基準により適切な配賦を

行うとともに、当該配賦基準を文書により明確化しておくこと。

意 見

ア 経営状況について

当年度の収支は、売上高415,253千円、売上原価389,154千円で売上総利益が26,099千円の黒字であり、販売費及び一般管理費25,727千円を減じた営業利益は372千円の黒字となっている。

営業外収益、営業外費用を加減した経常利益は196千円の黒字で、法人税等を加味した当期純利益は1,908千円の黒字となっている。

この結果、当年度末の繰越欠損金は28,846千円となっている。

当法人は、平成28年度の赤字決算を踏まえ経営改善計画（平成30年度～平成34年度）を策定し、平成30年度から5ケ年の取り組みを進めているが、当年度の事業報告書に記載されている計画値とも乖離が生じているようなので、実効性のある経営改善計画に見直されたい。

○損益計算書(2ヶ年の推移)

(単位:千円)

	RO1	H30	増減
売上高	415,253	432,261	△ 17,008
売上原価	389,154	400,517	△ 11,363
売上総利益	26,099	31,744	△ 5,645
販売費・一般管理費	25,727	29,651	△ 3,924
営業利益	372	2,093	△ 1,721
営業外収益	1,546	1,366	180
営業外費用	1,722	3,187	△ 1,465
経常利益	196	272	△ 76
特別利益	2,074	9,408	△ 7,334
特別損失	180	9,103	△ 8,923
税引前当期利益	2,090	577	1,513
法人税等	182	182	0
当期純利益	1,908	395	1,513
前期繰越利益	△ 30,754	△ 31,149	395
当期末処分利益	△ 28,846	△ 30,754	1,908

(11) 公益財団法人 長崎県農林水産業担い手育成基金

意 見

ア 経営状況について

当年度の当期経常増減額は、5,951千円の減額となっているが、当期一般正味財産増減額は、基本財産を5,700千円取り崩したことから、251千円の減額にとどまっている。

基本財産の取崩しは、令和2年度以降も予定されているが、今後とも収支相償を意識しながら効率的な事業運営に努められたい。

正味財産増減計算書

(単位:千円)

勘定科目		R1			H30	増減	
		公益事業	法人会計	合計			
一般 正味 財産	經常 増減 の部	基本財産運用益	3,252	0	3,252	4,260	△ 1,008
		特定資産運用益	5,041	2,138	7,179	6,993	185
		事業収益	0	0	0	0	0
		受取補助金等	14,255	0	14,255	15,456	△ 1,201
		雑収益	0	0	0	1	△ 1
		經常収益計	22,548	2,138	24,686	26,711	△ 2,025
	經常 外増 減の部	事業費	26,825	0	26,825	28,078	△ 1,253
		管理費	0	3,812	3,812	4,047	△ 235
		經常費用計	26,825	3,812	30,637	32,125	△ 1,488
		投資有価証券評価損益等	0	0	0	191	△ 191
		当期經常増減額	△ 4,277	△ 1,674	△ 5,951	△ 5,223	△ 728
		当期經常外増減額	4,100	1,600	5,700	4,700	1,000
当期一般正味財産増減額	△ 177	△ 74	△ 251	△ 523	272		
一般正味財産期首残高	16,907	1,073	17,980	18,504	△ 523		
一般正味財産期末残高	16,729	1,000	17,729	17,980	△ 251		
指定 正味 財産	当期指定正味財産増減額	△ 5,700	0	△ 5,700	△ 4,700	△ 1,000	
指定正味財産期首残高	368,577	0	368,577	373,277	△ 4,700		
指定正味財産期末残高	362,877	0	362,877	368,577	△ 5,700		
正味財産期末残高	379,606	1,000	380,606	386,557	△ 5,951		

(注)端数処理により合計等が一致しない場合がある。

(12) 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター

指摘事項

ア 契約の実施方法について

「勤怠管理システム導入義務・クラウド利用料(保守)」業務の契約について、当法人が定めている入札・契約手続き一覧表の予定価格区分により競争入札とすべきところ、見積り合せによる随意契約で実施している。

適正な実施方法により契約を行うこと。

イ 貸借対照表内訳書について

当法人は、退職給付引当金に相当する額を特定資産の退職給付引当資産として計上しているが、前回の監査での指導にもかかわらず、法人全体ではその金額が一致しているものの、貸借対照表内訳書の会計区分ごとにみると一致していない。

適正な会計処理を行うこと。

ウ 退職給付引当金の算定について

退職給付引当金の計上について、前回の監査での指導にもかかわらず、保守的に定年退職の場合の支給率により算定しているため、費用が過大に計上されている。

しかしながら、当該会計処理は「退職給付に関する会計基準の摘要指針」に準拠しない過度の保守主義に当たることから、同指針に

従い、自己都合退職の場合の支給率で算定すること。

エ 単身赴任手当を支給する職員の光熱費等の負担について

当法人は、単身赴任手当を支給する職員の生活に係る、電気、ガス、水道料金やNHKの受信料などを負担しているが、単身赴任のための生活に係る経費は単身赴任手当において手当されていることから、職員の負担とすること。

(13) 長崎県公園緑地協会・長崎陸上競技協会・八江グリーンポート共同
団体

指摘事項

ア 施設利用者数の目標値設定について

県立総合運動公園の目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：1,188,400人、県所管課：1,217,115人）が、目標値設定に際して、事前に県所管課と調整・協議を行うこと。

イ トレーニング室利用回数券について

当団体はトレーニング室利用に係る回数券を作成しているが、受払簿等が整備されていない。

回数券については金券と同等であるので、その管理には十分留意すること。

指摘事項（対象：道路維持課）

ア 施設利用者数の目標値設定について

県立総合運動公園の目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：1,188,400人、県所管課：1,217,115人）が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。

意 見

ア 施設の利用状況について

当団体は、県立総合運動公園において、「きんしゃいまつり」や「こうえんリレーマラソン」等の自主事業を開催するなど利用促進に努めている。

当年度の公園施設の利用者数をみると、有料施設利用者数は目標利用者数を上回っている一方、無料施設利用者数は目標利用者数を下回っている。

今後とも、県民の多様なニーズを把握し施設運営に反映させるなど、さらなる利用促進に努められたい。

県立総合運動公園利用者数の推移 (単位：人)

			平成30年度	令和元年度
目 標	所管課	有 料	464,345	493,428
		無 料	770,946	723,687
		合 計	1,235,291	1,217,115
	団 体	有 料	454,300	426,400
		無 料	758,500	762,000
		合 計	1,212,800	1,188,400
実 績	有 料	陸上競技場	308,273	303,438
		補助競技場	50,620	61,175
		サッカー場	23,619	22,861
		テニスコート	85,929	82,121
		野球広場	15,010	13,619
		ソフトボール場	1,046	1,577
		水泳プール	37,480	24,555
		ローンボウルス場	1,317	1,143
	小 計	523,294	510,489	
	無 料	サブグラウンド	25,185	17,884
		一般来園者(サブ以外)	625,009	688,795
小 計		650,194	706,679	
合 計			1,173,488	1,217,168

(14) グリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者共同企業体
指摘事項

ア 自動販売機に設置に係る電気料金について

当団体は、自主事業として長崎県立西海橋公園内に飲料等の自動販売機計9台を設置し販売手数料収入を得ている。

しかしながら、このうち1台について、電気料金を設置業者から徴収せず、指定管理業務に係る収入に繰り入れていない。

適正な事務処理を行うこと。

(15) 長崎サンセットマリーナ株式会社

意 見

ア 施設の利用状況について

年間保管の利用隻数は、前年度とほぼ同水準の148隻で目標値を上回っているが、ビジター利用の利用隻数は、142隻で前年度から増加したものの目標値を下回っている。

当法人は、ホームページやSNS上でヨットレース等のイベントの情報を発信して誘客に努めているところであるが、なお一層の利用促進に取り組まれない。

利用隻数の推移 (単位:隻)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間保管	149 (114)	146 (112)	148 (145)
福田マリーナ	137 (104)	135 (102)	135 (134)
出島ハーバー	12 (10)	11 (10)	13 (11)
ビジター利用	185 (219)	134 (218)	142 (252)
福田マリーナ	58 (26)	43 (25)	37 (52)
出島ハーバー	127 (193)	91 (193)	105 (200)

※ ()は目標値

(16) 株式会社トラスティ建物管理・株式会社プラネット共同事業体
意 見

ア 施設の利用状況について

当団体は、長崎港ターミナルビル等において、ホームページを作成し、分かりやすく利用案内を行うなど、指定管理施設の利用促進に努めている。

当年度の利用状況について、ターミナルビル、元船広場、ドラゴンプロムナード及びプラタナス広場の利用許可件数は、目標を達成しているものの、立体駐車場の1日平均利用台数については年間で前年度を下回り、目標を達成していない。

引き続き、施設の利用案内のPRに努めるなど、効果的な業務運営を行われたい。

○施設の利用状況

項 目	令和元年度		
	目標値 a	実績値 b	達成率 b/a
ターミナルビル、元船広場、ドラゴンプロムナード及びプラタナス広場の利用許可件数(短期利用)	77	102	132.5
立体駐車場の1日平均利用台数	502	471	93.8

(17) 長崎県住宅供給公社

指摘事項

ア 収入伝票の納期限の記載漏れについて

当公社の収入伝票に、納期限が記載されていないものがある。
適正な事務処理を行うこと。

意 見

ア 経営状況について

当年度の決算は1億61百万円の黒字であり、平成17年3月に成立した特定調停直後の平成16年度決算から16年連続して経常損益、最終損益ともに黒字を計上している。

この結果、資金面において、事業活動によるキャッシュ・フローが3億37百万円増加している。

長期借入金等の債務については、特定調停に伴う再建計画を21億66百万円上回る返済を行い、特定調停後の平成16年度決算の135億86百万円から23億92百万円に圧縮されている。

引き続き経営再建を着実に進められたい。

区 分	R01	H30	差額
事業収益	1,470,269	2,952,410	△ 1,482,141
事業原価	1,192,812	1,997,796	△ 804,984
一般管理費及び販売費	46,419	45,526	893
事業利益	231,038	909,088	△ 678,050
その他経常収益	18,613	4,197	14,416
その他経常費用	85,878	87,035	△ 1,157
経常利益	163,773	826,250	△ 662,477
うち分譲事業	△ 30,976	601,357	△ 632,333
うち賃貸管理事業	211,844	256,099	△ 44,255
うち管理受託住宅管理事業(県営,UR等)	6,223	△ 16,902	23,125
うちその他事業	△ 23,318	△ 14,304	△ 9,014
特別利益	4,335	117,963	△ 113,628
特別損失	7,533	602,902	△ 595,369
当期純利益	160,575	341,311	△ 180,736

イ 退去後の空家修繕の実施について

畳の表替えや襖の張り替えなど入居者の退去後の空家修繕に係る費用については、「長崎県営住宅修繕要領」に基づき、公社が指定管理業務の負担金で賄う分と退去者が負担する分で分担することとなっているため、当公社は、退去者負担分の納入が確認されてから、空家修繕を実施することとしている。

令和元年度末時点で退去後の空家修繕未実施又は実施中の住戸のうち14戸において、退去者負担分の退去補修費が令和2年9月末時点でも完納されておらず、空家修繕を実施していない。仮に、公社が空家修繕を実施して、新たな入居者が入った場合に得られたであろう上記の14戸に係る家賃収入は、令和元年度末時点で467万円(当公社試算)となっており、さらに令和2年4月以降も毎月39万円程度の逸失家賃収入が生じ続ける状態となっている。

空家修繕に係る費用の納付遅延は債権管理上の問題であることから、退去者負担分の完納を待たずに空家修繕を実施した上で、納入が遅延している退去補修費について適切に債権管理を行うことを検討すべきである。

14戸に係る逸失家賃収入（令和元年度末現在）

地区名	戸数	空室期間 (月)	空室期間に得られたであろう家賃収入 (円)	退去補修費の未納額 (円)
①長崎地区	6	74	2,107,500	992,118
②佐世保地区	6	85	2,559,400	734,817
③県央地区	2	0	0	597,066
3地区計	14	159	4,666,900	2,324,001

※ 空室期間は、退去日に空室修繕期間、次期入居に係る公募期間を勘案して設定。

(18) 長崎県営バス観光株式会社

指摘事項

ア 売店における売上数量の管理について

年度末に実施した実地棚卸において、帳簿の品数と棚卸上の品数で10個以上の差異があった商品が29品目ある。その原因分析を行い、対策を講じること。

(19) 長崎県高等学校体育連盟

指摘事項

ア 立替払いに係る請求者の受領書について

当団体の県高等学校総合体育大会開催に係る本部の経費支出で、実費立替した宿泊費等の請求者の受領書を徴していないものがある。

適正な事務処理を行うこと。

4 指導事項

項 目		団 体 数	件 数
団 体	会 計 処 理	8	20
	事 務 処 理	3	4
	契 約	3	8
	補 助 金	4	8
	規 程 等 の 整 備	5	6
	指 定 管 理 業 務	4	7
	財 産 管 理	2	2
	未 収 金	2	2
	物 品 等 管 理	1	1
	現 金 等 管 理	1	1
	合 計	22	59
	主 務 課	補 助 金	4
指 定 管 理 業 務		1	1
契 約		1	1
合 計		5	5

※ 合計欄の団体数については、重複分を除いている。

(別紙)

令和2年度財政援助団体等監査の実施状況

1 総務部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
学校法人 聖母の騎士学園	—	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	30,382,000円	—
	令和2年11月4日		長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	878,700円	
			長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	446,080円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	64,360円	
	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)	2,280,000円		
		長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金	510,000円		
—		補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(小学校)	80,111,000円	—
令和2年9月23日	長崎県私立学校教育振興費補助金(中学校)		78,832,000円		
	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)		46,721,000円		
	長崎県私立中学校等修学支援実証事業費補助金		700,000円		
	学校力をパワーアップ私立学校実践支援事業補助金		2,706,500円		
	長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金		705,760円		
	交付金		長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	69,109円	
補助金	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金		173,850円		
	長崎県私立専修学校経常費補助金		50,400円		
	長崎県私立学校耐震化促進事業費補助金		14,923,000円		
学校法人 青雲学園	—	補助金	私立大学等研究設備整備費等補助金(私立高等学校ICT教育設備整備推進事業費)	2,465,000円	—
	令和2年9月11日		長崎県私立学校教育振興費補助金(中学校)	146,874,000円	
			長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	243,119,000円	
			学校力をパワーアップ私立学校実践支援事業補助金	1,104,800円	
			長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	1,544,400円	
			結核予防費補助金	89,496円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	236,060円	
	補助金	長崎県私立中学校等修学支援実証事業費補助金	595,350円		
		長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	1,000,000円		
		長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	1,512,300円		
—		—	—		

2 地域振興部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
長崎空港ビルディング 株式会社	令和3年1月14日	出資	出資率 29.1%	132,000,000円	砺山 和仁 浅田 ますみ
	令和2年10月12日				
長崎県空港活性化 推進協議会	令和3年1月22日	補助金	長崎県航空路線利用促進強化事業費補助金	102,247,018円	濱本 磨毅穂 浅田 ますみ
	令和2年9月24日		長崎県国際定期航空路線安定運航支援事業費補助金	99,992,624円	

3 文化観光国際部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
公益財団法人 長崎ミュージアム振興 財団	令和2年12月17日	出資	出資率 100%	7,500,000円	濱本 磨毅穂 浅田 ますみ
	令和2年9月18日	指定管理	長崎県美術館の指定管理業務	345,201,990円	
		負担金	企画展特別経費負担金	10,000,000円	
一般社団法人 長崎国際観光コンベン ション協会	— 令和2年10月9日	補助金	長崎県コンベンション開催助成事業補助金	12,050,000円	—

4 県民生活環境部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
特定非営利法人 Fine ネットワークながさき	— 令和2年9月3日	指定管理	県民ボランティア活動支援センターの指定管理業務	15,224,887円	—
一般財団法人 長崎県 交通安全協会	— 令和2年10月29日	指定管理	長崎交通公園の指定管理業務	15,750,000円	—
		補助金	交通安全指導員設置費補助金	41,675,780円	

5 福祉保健部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
地方独立行政法人 長崎市立病院機構	— 令和2年11月4日	補助金	周産期医療確保対策事業補助金	10,215,000円	—
			がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	9,167,000円	
			地域医療介護総合確保基金事業補助金(産科 医等確保支援事業)	886,000円	
			地域医療介護総合確保基金事業補助金(質の 高い看護職員育成支援事業)	375,000円	
			地域医療介護総合確保基金事業補助金(新人 看護職員研修事業)	384,000円	
			救急医療対策事業補助金	350,000円	
			防災訓練等参加支援事業補助金	187,000円	
公益財団法人 長崎県老人クラブ連合 会	— 令和2年11月5日	補助金	長崎県老人クラブ連合会運営費補助金	2,087,000円	—
			長崎県高齢者在宅福祉事業費補助金	6,559,000円	
一般社団法人 長崎県視覚障害者協 会	— 令和2年10月28日	指定管理	長崎県視覚障害者情報センターの指定管理業務	24,203,838円	—
一般社団法人 長崎県ろうあ協会	— 令和2年10月28日	指定管理	長崎県聴覚障害者情報センターの指定管理業務	23,939,934円	—
		補助金	愛の福祉事業振興補助金	173,000円	

6 福祉保健部こども政策局関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
学校法人 真育園	— 令和2年10月30日	補助金	長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金	208,000円	—
			長崎県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金	1,200,000円	
			長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)	8,596,000円	

7 産業労働部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
長崎商工会議所	—	補助金	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	119,012,160円	—
	令和2年10月16日		地域産業活性化支援補助金	646,551円	
長崎県食料産業クラスター協議会	—	補助金	長崎県食料産業活性化促進事業費補助金	25,898,133円	—
特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会	—	補助金	海洋エネルギー関連産業創出促進事業補助金	21,391,000円	—
株式会社 トラストイ建物管理	—	指定管理	長崎県勤労福祉会館の指定管理業務	2,180,000円	—
職業訓練法人 長崎県中央職業訓練協会	—	指定管理	長崎県諫早技能会館の指定管理業務	2,660,700円	—
	令和2年9月8日	補助金	認定訓練助成事業費補助金	4,513,809円	

8 水産部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
株式会社 長崎県漁業公社	令和3年1月29日	出資	出資率 58.8%	30,000,000円	砺山 和仁 ごうまなみ
	令和2年9月15日～16日				
長崎緑地公園管理事業協同組合	—	指定管理	長崎漁港(長崎地区)尾上町・漁港環境整備施設用地(おのうえの丘)の指定管理業務	28,648,000円	—

9 農林部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
佐世保市有害鳥獣被害防止対策協議会	—	補助金	ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	34,061,800円	—
公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金	令和3年1月21日	出資	出資率 38.6%	389,600,000円	濱本 磨毅穂 ごうまなみ
	令和2年9月14日	補助金	長崎県青年農業者等育成センター事業費補助金	5,600,000円	
			長崎県農業次世代人材投資事業費補助金	66,050,000円	
公益財団法人長崎県農業振興公社	令和2年12月17日	出資	出資率 100%	1,000,000円	砺山 和仁 ごうまなみ
	令和2年9月8日～9日	補助金	農地集積・集約化対策事業費補助金	120,013,784円	
			農地中間管理機構経営基盤強化対策費補助金	3,617,000円	
一般社団法人長崎県配合飼料価格安定基金協会	—	補助金	長崎和牛肥育素牛導入事業(肥育素牛導入事業)費補助金	19,000,000円	—

10 土木部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
公益財団法人 長崎県建設技術研究 センター	令和3年1月14日	出 資	出資率 100%	10,000,000円	砺山 和仁 浅田 ますみ
	令和2年10月22日 ～23日				
長崎県公園緑地協会・ 長崎陸上競技協会・八 江グリーンポート共同 体	令和3年1月15日	指定管理	長崎県立総合運動公園の指定管理業務	102,081,000円	濱本 磨毅穂 浅田 ますみ
	令和2年9月24日	補助金	スポーツ・夢づくり推進事業費補助金	17,151,000円	
グリーンメイク・岩永造 園・中村造園指定管理 者共同企業体	— 令和2年9月15日	指定管理	長崎県立西海橋公園の指定管理業務	32,499,000円	—
長崎サンセットマリーナ 株式会社	令和2年12月17日 令和2年10月16日	指定管理	長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバーの 指定管理業務	18,000,000円	濱本 磨毅穂 浅田 ますみ
株式会社トラスティ建 物管理・株式会社プラ ネット共同事業体	令和2年12月17日 令和2年10月21日	指定管理	長崎港ターミナルビル、元船広場、ドラゴンプロ ムナード及びプラタナス広場の指定管理業務	0円	砺山 和仁 ごう まなみ
長崎県住宅供給公社	令和2年12月17日	出 資	出資率 65.0%	6,500,000円	濱本磨毅穂 砺山 和仁 浅田 ますみ ごう まなみ
	令和2年10月14日 ～15日	指定管理	長崎県営住宅等の指定管理業務	801,632,000円	

11 交通局関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
長崎県営バス観光株 式会社	令和2年12月17日 令和2年10月20日	出 資	出資率 100%	15,000,000円	砺山 和仁 ごう まなみ

12 教育庁関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
宗教法人 カトリック長 崎大司教区	— 令和2年9月10日	補助金	指定文化財保存整備事業補助金(黒島天主堂)	26,472,000円	—
			世界遺産保存・活用等整備事業補助金(黒島天主堂)	15,441,000円	
			指定文化財保存整備事業補助金(田平天主堂)	3,839,000円	
			指定文化財保存整備事業補助金(大浦天主堂)	98,000円	
長崎県高等学校体育 連盟	— 令和2年11月2日	補助金	長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(全国高等学 校体育大会及び全九州高等学校体育大会等派遣事 業)	34,602,000円	—
			長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(県高等学校 総合体育大会離島地区選手派遣事業)	11,428,000円	
			長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(県高等学校 新人体育大会離島地区選手派遣事業)	2,682,025円	
			長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(県高等学校 総合体育大会開催事業)	1,800,000円	
			長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(全九州高等 学校体育大会開催事業)	840,000円	
			長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(ジュニアス ポーツ推進事業)	43,202,108円	
			長崎県中学校体育連盟事業費補助金(県中学校総合 体育大会開催事業)	990,000円	
長崎県中学校体育連盟事業費補助金(県中学校総合 体育大会離島地区選手派遣事業)	6,192,000円				
長崎県中学校体育連盟事業費補助金(全国・全九州中 学校体育大会派遣事業)	2,052,000円				
長崎県中学校体育連盟事業費補助金(全九州中学校 体育大会開催事業)	420,000円				
長崎県中学校体育連盟事業費補助金(ジュニアスポー ツ推進事業)	10,000,000円				

注1:委員実地監査日欄を「—」と表示しているものは、事務局職員のみで実地監査を行ったものである。(23団体)

注2:監査委員欄は、実地監査を行ったものは委員名を表示し、実地監査を行っていないものは「—」と表示している。

対馬海区漁業調整委員会指示

令和3年対馬海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、規制海域におけるあまだいはえ縄漁業及びあまだい立縄漁業（以下「あまだいはえ縄漁業等」という。）について、次のとおり指示する。

令和3年3月23日

対馬海区漁業調整委員会
会長 部原 政夫

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域

イ 北緯34° 50.19′ 東経129° 29.86′（北緯34° 50′ 東経129° 30′）

ロ 北緯34° 50.19′ 東経129° 49.86′（北緯34° 50′ 東経129° 50′）

ハ 北緯34° 27.19′ 東経129° 49.86′（北緯34° 27′ 東経129° 50′）

ニ 北緯34° 27.19′ 東経129° 29.86′（北緯34° 27′ 東経129° 30′）

なお、（ ）内は日本測地系による参考経緯度を示す。

(2) 「あまだいはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してあまだいをとることを目的とする漁業

(3) 「あまだい立縄漁業」 動力漁船により立縄を使用してあまだいをとることを目的とする漁業

2 操業の承認

規制海域において、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に、県内に住所を有し、あまだいはえ縄漁業等を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認を受けた者の操業の条件

(1) 休漁日の設定

毎月第2、第4金曜日にあまだいはえ縄漁業等を行ってはならない。

(2) 針の大きさの制限

あまだいはえ縄漁業等で使用する釣針は、たい針11号同等以上とする。

(3) 承認証の備付け義務及び承認番号の表示

操業の承認を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、別記様式第1号に定める承認証を当該承認に係る船舶内に備え付け、別記様式第2号に定める承認番号を船舶の船橋の両側に表示しなければならない。

4 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示に違反した場合は、承認を取消すことがある。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年3月23日から令和4年5月31日までとする。

別記様式第1号

令和3年一承認番号対委第〇〇〇〇号 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> あ ま だ い 〇 〇 漁 業 承 認 証 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) </div>	
1 漁業の方法 2 操業区域 3 使用する船舶 (1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 推進機関の種類及び馬力数 4 承認の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 5 制限又は条件 (1) 毎月第2、第4金曜日に操業してはならない。 (2) 使用する釣針は、たい針11号同等以上とする。 (3) 操業期間中は、本承認証を当該承認に係る船舶内に備え付け、承認番号を船舶の船橋の両側に表示しなければならない。	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 イ 北緯34° 50.19′ 東経129° 29.86′ (北緯34° 50′ 東経129° 30′) ロ 北緯34° 50.19′ 東経129° 49.86′ (北緯34° 50′ 東経129° 50′) ハ 北緯34° 27.19′ 東経129° 49.86′ (北緯34° 27′ 東経129° 50′) ニ 北緯34° 27.19′ 東経129° 29.86′ (北緯34° 27′ 東経129° 30′) なお、()内は日本測地系による参考経緯度を示す。
年 月 日	対馬海区漁業調整委員会 会 長 部 原 政 夫

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表(八二四)
二一一一
二一四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏リント
弥ト

別記様式2号

対委〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは7センチメートル以上、太さは1.4センチメートル以上、間隔は2.3センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。
- (4) 船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。